

検定時報

令和 2 年 3 月

目次



検定・受託評価等関連の改正等…………… 1

I S O 国際会議報告（令和元年）…………… 73

（別冊）

- ・型式承認状況（平成31年・令和元年）…………… 1
- ・型式変更承認状況（平成31年・令和元年）…………… 11
- ・品質評価型式評価適合状況（平成31年・令和元年）…………… 12
- ・品質評価型式変更評価適合状況（平成31年・令和元年）…………… 19
- ・認定評価型式評価適合状況（平成31年・令和元年）…………… 19
- ・認定評価型式変更評価適合状況（平成31年・令和元年）…………… 22
- ・特定機器評価型式評価適合状況（平成31年・令和元年）…………… 23
- ・特定機器評価型式変更評価適合状況（平成31年・令和元年）…………… 23

検定・受託評価等関連の改正等	1
・ 消防用ホースの品質評価細則の一部を改正する規程（平成 31 年 3 月）	3
・ 消防用結合金具の品質評価細則の一部を改正する規程（平成 31 年 3 月）	7
・ 消火器の検定細則の一部を改正する規程（平成 31 年 3 月）	11
・ 受託評価業務規程の一部を改正する規程（令和元年 8 月）	15
・ 受託評価業務手数料の額についての一部を改正する規程 （令和元年 8 月）	19
・ 合格証票類取扱特例規程の一部を改正する規程（令和元年 8 月）	23
・ 屋外警報装置等の品質評価細則を制定する規程（令和元年 8 月）	27
I S O 国際会議報告（令和元年）	73
9 月 ISO/TC21 国際会議報告（ロシア）	75
9 月 ISO/TC21/SC3 国際会議等報告（ロシア）	80
9 月 ISO/TC21/SC5 国際会議報告（ロシア）	87
9 月 ISO/TC21/SC6/ WG4 及び ISO/TC21/SC6 国際会議報告（ロシア）	93

（協会からのお願い）

（別冊）

・ 型式承認状況（平成 31 年・令和元年）	1
・ 型式変更承認状況（平成 31 年・令和元年）	11
・ 品質評価型式評価適合状況（平成 31 年・令和元年）	12
・ 品質評価型式変更評価適合状況（平成 31 年・令和元年）	19
・ 認定評価型式評価適合状況（平成 31 年・令和元年）	19
・ 認定評価型式変更評価適合状況（平成 31 年・令和元年）	22
・ 特定機器評価型式評価適合状況（平成 31 年・令和元年）	23
・ 特定機器評価型式変更評価適合状況（平成 31 年・令和元年）	23

（協会からのお願い）

検定・受託評価等関連の改正等

消防用ホースの品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月19日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

消防用ホースの品質評価細則の一部を改正する規程

消防用ホースの品質評価細則（平成26年3月31日）の一部を次のように改める。

別表5 欠点表中

表示	1 使用圧の表示が申請値より大きいもの。または、欠落しているもの 2 技術上の規格に適合する旨の表示が欠落しているもの		規格に定められた表示の脱落及び誤記のあるもの。ただし、致命欠点を除く	表示の不鮮明、脱落及び誤記のあるもの。ただし、第2欠点を除く
を「				
表示	使用圧の表示が申請値より大きいもの又は欠落しているもの		1 規格に定められた表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの。ただし、致命欠点を除く 2 消防法第21条の16の3第1項の表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの	表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの。ただし、致命欠点及び第2欠点を除く
」				

に改める。

附 則
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

消防用結合金具の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月19日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

消防用結合金具の品質評価細則の一部を改正する規程

消防用結合金具の品質評価細則（平成26年3月31日）の一部を次のように改める。

別表5 欠点表中

表示	技術上の規格に適合する旨の表示が欠落しているもの	規格で規定されている表示の誤り又ははないもの	規格で規定されている表示が不鮮明なもの	第1欠点又は第2欠点を除く表示の誤り又ははないもの
表示		規格に定められた表示の欠落又は誤記のあるもの	1 規格に定められた表示が不鮮明なもの 2 消防法第21条の16の3第1項の表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの	第1欠点又は第2欠点を除く表示の欠落、誤記又は不鮮明なもの

に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

消火器の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月18日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

消火器の検定細則の一部を改正する規程

消火器の検定細則（平成5年3月1日）の一部を次のように改める。

第3章第4、1(2)注1に、次のただし書を加える。

ただし、粒度分布又は分粒含有量の検査の結果、消火試験を実施することとなった場合においては、3(8)に定める方法による。

同章第4、3(1)注3中「なお、粒度分布又は分粒含有量の検査の結果、消火試験を実施することとなった場合においては、粒度分布又は分粒含有量に用いた残りの試料が消火試験のための必要量に足りない場合は、不足分を他の試料から抽出する。」を削る。

同章第4、3(8)を次のように改める。

(8) 粉末消火薬剤の検査において、消火薬剤の粒度分布がアを満足しない場合又は分粒含有量がイを満足しない場合にあつては、ウに定める消火試験を実施する。

ア 粒度分布

呼び寸法38及び75マイクロメートルのふるい並びに受け皿の測定値が、充てんされている消火器用消火薬剤の明細書に記載されている基準値（以下「基準値」という。）に対して次に掲げる表に定める範囲内にあること。

ふるいの種類	測定値
75 μ m	基準値 \pm 10g以内
38 μ m	
受け皿	充てんされている消火器のB火災の能力単位がB-7以下のものにあつては、基準値 \pm 10g以内、B-7を超えるものにあつては、基準値 \pm 10g以内

イ 分粒含有量（粉末（ABC）にのみ適用する。）

乱数サイを用いて呼び寸法75マイクロメートルのふるいに残った薬剤、呼び寸法38マイクロメートルのふるいに残った薬剤又は受け皿の薬剤のいずれかについて測定を行い、測定値（単位%）が、基準値の \pm 10%の範囲内にある。

ウ 消火試験

消火試験は、消火器用消火薬剤の検定細則第3章第4、3(2)に基づき実施する。この場合において、粒度分布又は分粒含有量に用いた残りの試料が消火試験のための必要量に足りない場合は、不足分を他の試料から抽出する。ただし、基準値を外

れた消火薬剤が粉末（ABC）であって、かつ、当該消火薬剤を充てんしていた消火器に表示されているB火災の能力単位が、次の表の左欄に掲げる当該消火器に表示されている消火薬剤量の区分に応じ、同表右欄に掲げる能力単位に該当する場合にあっては、(ア)～(ウ)に定めるところにより消火試験を実施する。

消火薬剤量	能力単位
1. 0 k g 未満	B-1 を超えるもの
1. 0 k g 以上 1. 2 k g 未満	B-2 を超えるもの
1. 2 k g 以上 3. 0 k g 未満	B-3 を超えるもの
3. 0 k g 以上 4. 5 k g 未満	B-7 を超えるもの
4. 5 k g 以上 6. 0 k g 未満	B-10 を超えるもの
6. 0 k g 以上 20 k g 未満	B-12 を超えるもの

- (ア) 使用する消火器は、基準値を外れた消火器と型式番号が同一のもので、当該消火器が抽出された消火器の近傍から新たに3本抽出すること。
- (イ) 消火模型は、基準値を外れた消火器に係る明細書に記載されている第2消火試験の模型とすること。
- (ウ) 消火試験の判定は、第1章第1、2によること。

附 則

この規程は、平成31年3月18日から施行する。

受託評価業務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 8 月 1 9 日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

受託評価業務規程の一部を改正する規程

受託評価業務規程（平成 2 5 年 2 月 2 5 日）の一部を次のように改める。

第 2 条第 1 号第 1 項イに次のように加える。

- (ツ) 屋外警報装置 屋外警報装置等の技術基準ガイドライン（屋外警報装置等の設置・維持の指導要領及び屋外警報装置に係る技術ガイドラインについて（通知）（平成 3 1 年消防予第 1 6 1 号））

附表第 1 光警報装置の項の次に次のように加える。

屋外警報装置	完成品	3
屋外警報装置に接続する中継装置	完成品	3

附表第 2 光警報装置の項の次に次のように加える。

屋外警報装置	D C O V、O m A、無線式、中継機能付
屋外警報装置に接続する中継装置	A C O V、O m A、屋内型
	D C O V、O m A、無線式、屋外型

附表第 3 光警報装置の項の次に次のように加える。

屋外警報装置	品評屋警第〇〇〇〇～〇〇号
屋外警報装置に接続する中継装置	品評屋中第〇〇〇〇～〇〇号

附表第 4 光警報装置の項の次に次のように加える。

屋外警報装置	2 0
屋外警報装置に接続する中継装置	1 0

附表第 5 光警報装置の項の次に次のように加える。

屋外警報装置	貼付
--------	----

屋外警報装置に接続する中継装置	貼付
-----------------	----

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

受託評価業務手数料の額についての一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 8 月 1 9 日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

受託評価業務手数料の額についての一部を改正する規程

受託評価業務手数料の額について（平成 2 5 年 2 月 2 5 日）の一部を次のように改める。

1 の表中光警報装置の項の次に次のように加える。

屋外警報装置	120,000円	30,000円	立会型式適合評価によるものにあつては35円、工場審査型式適合評価によるものにあつては30円			
屋外警報装置に接続する中継装置	120,000円	30,000円	立会型式適合評価によるものにあつては35円、工場審査型式適合評価によるものにあつては30円			

附 則

この規程は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

合格証票類取扱特例規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年 8 月 1 9 日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

合格証票類取扱特例規程の一部を改正する規程

合格証票類取扱特例規程（平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日）の一部を次のように改める。

別表方式 A の項中「光警報制御装置」の下に「、屋外警報装置、屋外警報装置に接続する中継装置」を加える。

附 則

この規程は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

屋外警報装置等の品質評価細則を次のように定める。

令和元年 8月19日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

屋外警報装置等の品質評価細則

この品質評価細則は、受託評価業務規程（平成25年2月25日制定。以下「規程」という。）第4条の規定に基づき、住宅用防災警報器に接続する屋外警報装置及び中継装置の品質評価を公正かつ能率的に実施するために、「屋外警報装置等の設置・維持の指導要領及び屋外警報装置に係る技術ガイドラインについて（通知）（平成31年消防予第161号）」（以下「ガイドライン」という。）の運用方針、型式評価及び型式適合評価の方法並びに受託評価の手続き等に関する細目を定めることを目的とする。

目 次

第1章 ガイドラインの運用方針

- 第1 用語の意義（ガイドライン第2条関係）
- 第2 構造及び機能（ガイドライン第3条関係）
- 第3 屋外警報装置の機能（ガイドライン第4条関係）
- 第4 中継装置の機能（ガイドライン第5条関係）
- 第5 無線設備（ガイドライン第6条関係）
- 第6 表示（ガイドライン第7条）

第2章 型式評価試験の方法

- 第1 型式評価試験における試料等（規程第12条関係）
- 第2 型式評価試験の方法（規程第13条関係）
- 第3 社内試験データ活用
- 第4 初回調査の方法
- 第5 更新（規程第16条関係）
- 第6 型式変更評価試験（規程第18条関係）
- 第7 軽微変更の範囲（規程第36条関係）

第3章 型式適合評価

第1節 通則

- 第1 型式適合評価の方式（規程第19条関係）
- 第2 型式適合評価方式の変更
- 第3 検査設備の整備（規程第22条及び第35条関係）
- 第4 実態調査及び製品検査（規程第28条関係）

第2節 立会型式適合評価

- 第5 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）

第 6 立会型式適合評価における検査項目及び検査の手順等（規程第 27 条関係）

第 7 欠点の内容及び AQL の指定（規程第 27 条関係）

第 8 立会型式適合評価におけるロットの判定（規程第 27 条関係）

第 9 立会型式適合評価における検査のきびしさの調整（規程第 27 条関係）

第 10 検査設備不良等の場合の取扱い

第 3 節 工場審査型式適合評価

第 11 型式適合評価の計画（規程第 20 条関係）

第 12 受検時の確認（規程第 24 条関係）

第 13 工場審査型式適合評価の方法（規程第 19 条関係）

第 14 工場審査型式適合評価の保留（規程第 29 条関係）

第 15 工場審査型式適合評価における受検場所の変更（規程第 35 条関係）

第 4 章 雑 則

第 1 合格の表示等（規程第 30 条関係）

第 2 不正行為等により停止された型式適合評価を再開する場合の扱い（規程第 52 条、第 53 条及び第 54 条関係）

第 3 型式適合評価方法

附 則

第1章 技術基準の運用方針

第1 用語の意義（ガイドライン第2条関係）

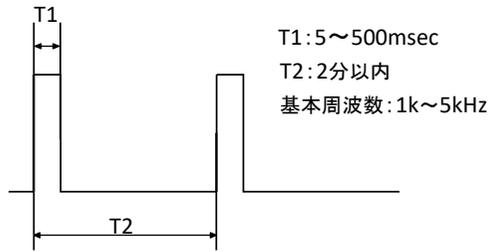
- 1 造営材に取り付けるとき、専用の基板を必要とする屋外警報装置及び中継装置（以下「屋外警報装置等」という。）は、本体と基板（単に造営材への取付機能を有する基板等で主たる機能に影響を及ぼさないものとして日本消防検定協会（以下「協会」という。）が認める基板を除く。）を合わせて屋外警報装置等とみなす。
- 2 無線設備（電波を送受信する部分をいう。以下同じ。）を有する屋外警報装置等は、アンテナを含めて屋外警報装置等とみなす。
- 3 屋外警報装置等は、次に掲げる電源の供給方式の別により区分する。
 - (1) 電池方式 電源を電池により供給されるもの
 - (2) 外部電源方式 電池方式以外のものであって、次に掲げるもの
 - ア 電源を居室等のコンセント（途中に開閉スイッチ等（分電盤の開閉器を除く。）を有しないものに限る。）から直接供給されるもの
 - イ 分電盤の開閉器から直接供給されるもの
 - ウ 附属装置の電源（電源開閉スイッチを設けるものにあつては、当該スイッチを機器の内部に設けるものに限る。）から供給されるもの
 - エ 他の屋外警報装置等又は住宅用防災警報器（以下「住警器」という。）から供給されるもの

第2 構造及び機能（ガイドライン第3条関係）

- 1 確実な作動及び取扱い並びに附属部品を取替の容易性（ガイドライン第3条第1号関係）
 - (1) 屋外警報装置は、住警器又は中継装置からの火災信号を受信した場合、確実に火災警報を発するとともに、住警器又は中継装置に有害な影響を及ぼさないこと。
 - (2) 中継装置は、住警器又は中継装置から発せられた火災信号を受信し、屋外警報装置又は他の中継装置に確実に火災信号を発信するとともに、住警器又は他の中継装置に有害な影響を及ぼさないこと。
 - (3) ヒューズ交換が必要な屋外警報装置等には、交換用ヒューズを備えること。
 - (4) 電池方式の屋外警報装置等は、次によること。
 - ア 電池（コネクタと一体のものを含む。）の脱着が容易であること。
 - イ 電池が誤接続された場合でも故障しないものであること。ただし、電池の誤接続防止の措置が確実に講じられているものにあつては、この限りでない。
 - (5) 外部電源方式の屋外警報装置等は、次によること。
 - ア 電源配線が誤接続された場合でも故障しないものであること。ただし、誤接続防止の措置が確実に講じられているものにあつては、この限りでない。
 - イ 屋外警報装置等の電源使用範囲がAC90VからAC110Vまでの範囲で使用できないものにあつては、AC100Vのコンセントに接続できない措置が講じられていること。
- 2 有害な影響を及ぼす機能（ガイドライン第3条第2号関係）

次の(1)及び(2)に適合する屋外警報装置等は、住警器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのない機能とみなす。

- (1) 屋外警報装置等の使用状態において、住警器が誤動作しないもの
- (2) 屋外警報装置等の正常又は異常に関係なく、住警器の機能に影響を及ぼさないもの
- 3 耐久性等（ガイドライン第3条第3号関係）
使用する部品、配線、プリント基板等は、その仕様書、カタログ等の許容値を超えて用いないものとする。
- 4 開口部（ガイドライン第3条第4号関係）
外箱には、不必要な開口部がない構造とする。
- 5 部品の取付け（ガイドライン第3条第6号）
主機能に影響のある可変抵抗、調整部等の部品は、塗料止め等容易に調整値が変化しないように措置すること。
- 6 充電部の保護（ガイドライン第3条第7号及び8号関係）
 - (1) 「十分に保護する」とは、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）別表第4に規定されている試験指が外部から触れないこと又は(5)及び(6)に規定する絶縁性能を有する充電部であることをいう。
 - (2) 定格電圧が60Vを超えるものにあつては、塗装以外の絶縁方法により、充電部を保護すること。
 - (3) 保護装置にヒューズを用いる場合の容量は、定格電圧における最大負荷電流値の1.5倍から2倍までとする。この場合において、この範囲に該当する容量のヒューズ等がないときには、もっとも近い容量のものとするができる。
 - (4) 主電源に入れるヒューズ等の挿入位置は、電源スイッチの負荷側とする。
 - (5) 絶縁抵抗試験
屋外警報装置等の絶縁された端子の間及び充電部と金属製外箱との間の絶縁抵抗は、直流500ボルトの絶縁抵抗計で測定した値が50メガオーム以上であること。
 - (6) 絶縁耐力試験
屋外警報装置等の充電部と金属製外箱との間の絶縁耐力は、50ヘルツ又は60ヘルツの正弦波に近い実効電圧500ボルト（定格電圧が60ボルトを超え150ボルト以下のものにあつては1000ボルト、定格電圧が150ボルトを超えるものにあつては定格電圧に2を乗じて得た値に1000ボルトを加えた値）の交流電圧を加えた場合、1分間これに耐えること。
 - (7) 試験条件
前(5)及び(6)の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。
ア 温度5度以上35度以下
イ 相対湿度45パーセント以上85パーセント以下
- 7 電池切れ警報及び電池交換の容易性（ガイドライン第3条第9号関係）
 - (1) 電池の交換が容易にできない構造とは、次による。
ア 専用の工具等を用いて屋外警報装置等を分解し、電池を取り出すもの
イ 電池の取出し口を注意銘板等でふさいで、電池の取付け位置がわからない構造のもの
 - (2) 電池切れ警報音は、手動で停止しない限り72時間以上継続できるものであること。
 - (3) 電池切れ警報に推奨警報音を用いるものにあつては、次によること。
ア 推奨警報音は、次に掲げる間隔及び音色（基本周波数がおおむね「ピッ」という音）とし、十分に聞き取れる音圧とすること。



- イ 音声を用いるものにあつては、自動又は手動操作により電池切れである旨のメッセージを発すること。
- (4) 電池切れ警報に、前(3)で規定する警報以外の警報を用いるものにあつては、次によること。
- ア 警報音は、2分間に1回以上の動作を72時間以上継続できること。
- イ 表示灯のみにより警報を発するものにあつては、電池切れであることがわかる表示を付すとともに、表示灯の点滅を2分間に10回以上繰返すもの（連続点灯するものを含む。）であり、当該動作を72時間以上継続できること。
- (5) 電池切れ警報に係る電圧は、次に掲げる事項を考慮して設計された電池の寿命期限を経過した後の電池電圧とすること。
- ア 通常状態の監視状態における消費電流
- イ 想定される非火災報による消費電流
- ウ 点検等による消費電流
- エ 附属装置に電源を供給する方式にあつては、当該附属装置が接続される場合の監視及び作動状態における消費電流
- オ 電池の自然放電電流
- カ その他設計に必要な消費電流
- キ 設計余裕度（余裕係数）
- (6) 電池の寿命期限は、電池製造者が推奨する消費電流における使用期間を踏まえて算出することができること。
- (7) 電池切れ警報が作動する設計電圧範囲の下限値は、屋外警報装置等が有効に作動できる電圧の下限値以上とすること。
- 8 防水性能試験（ガイドライン第3条第10号関係）
- 防水性能試験は、次によるものとする。
- (1) 通常の設定状態において、試料の上方300mm～500mmの高さにおける、鉛直方向から60°の角度より試験装置（JIS C 0920付図5で規定する散水ノズル）を用いて散水すること。なお、散水は、真水を用いて行い、試料と水との温度差は5℃以内とすること。
- (2) 散水量は、10L/min±0.5L/min、水圧は、0.05～0.15MPa とすること。
- (3) 散水時間は、試料の表面積（取付面を除く。）1m²当たり1分間とすること。ただし、最低散水時間は5分間とすること。
- (4) 散水後に外面に付着した水滴を拭き取り、ガイドライン第4条第1号(1)又は第5条第1号

に定める機能に異常を生じないことを確認すること。

9 周囲温度（ガイドライン第3条第1号関係）

(1) 周囲温度試験は、屋外警報装置等を通電状態にして、以下に該当する設置場所に応じた周囲の温度（ガイドライン第3条第1号かつこ書に相当するものにあつては、その上限及び下限の温度（以下「使用温度範囲」という。））に12時間以上放置すること。

ア 屋外に設置するもの 零下10度及び50度

イ 屋内に設置するもの 0度及び40度

(2) 「機能に異常を生じない」とは、次によること。

ア それぞれの周囲の温度に放置した場合、適正な監視状態であること。

イ それぞれの周囲の温度において正常に動作すること。

10 電源変圧器

電源変圧器は、電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）に規定するベル用変圧器と同等以上の性能を有するものであり、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであること。

(1) 「ベル用変圧器と同等以上の性能を有するもの」とは、次のア又はイに掲げるものをいう。

ア 電安法第10条に基づく表示が付されたもの

イ 主回路の1次側にヒューズ、ブレーカ、その他の保護装置を設ける電源変圧器若しくは電源回路、又は主回路の2次側に短絡防止の保護装置を有する電源装置であつて、かつ、ベル用変圧器に係る規定のうち、次の(ア)から(エ)までの試験に適合するもの

(ア) 2次電圧変動特性（スイッチング電源装置にあつては、設計値による定格出力電圧変動）

(イ) 平常温度上昇（屋外警報装置等に組み込んだ状態で試験を実施したときの、巻線（巻線がない場合はプリント基板）の温度上昇に限る。）

(ウ) 絶縁性能（平常温度上昇の試験の後における絶縁された巻線間に限る。）

(エ) 異常温度上昇（短絡防止の保護装置を作動させた場合に補助警報装置等の内部温度が上昇するものに限る。）

(2) ベル用変圧器の定格2次電圧及び定格2次電流は、30V以下及び3A以下、又は60V以下及び1.5A以下とすること。

(3) 回路の保護装置を設けるものにあつては、当該保護装置の作動が分かるよう措置すること。

第3 屋外警報装置の機能（ガイドライン第4条関係）

1 火災警報の測定（ガイドライン第4条第1号関係）

警報音の音圧測定は、次によること。

(1) 屋外警報装置は、背面板（300mm×300mm×20mmの木板）の中央に取り付けて空中に保持した状態とすること。

(2) 測定装置は、JIS C 1509-1（サウンドレベルメータ（騒音計））のA特性時間重み付きサウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のものを使用すること。

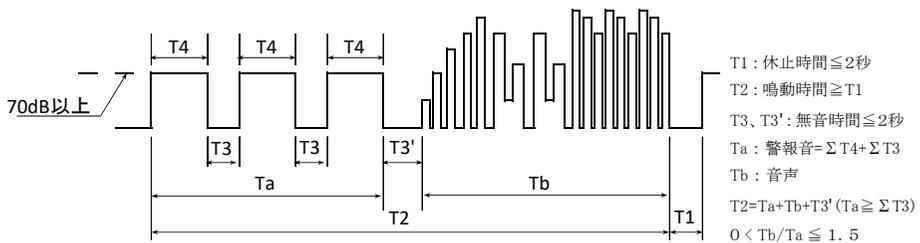
(3) 測定は、使用レンジをAレンジとし、かつ、測定感度の時定数を最小のレンジとするほか、次に掲げる方式に応じた電圧において最大の音圧値を測定すること。

ア 電池方式 設計電圧の下限値

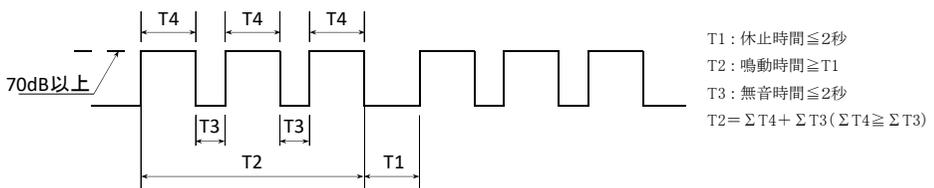
イ 外部電源方式 定格電圧の90%の電圧（中継装置等から電源を供給するもので変動範囲が指定されている場合にあつては、当該変動範囲の下限值。以下同じ）

2 火災警報は、次によるものとする。

- (1) 火災警報以外の音と明確に識別できるものであること。
- (2) 火災警報の測定における外部電源方式の屋外警報装置の定格電圧とは、屋外警報装置に入力される部分の電圧をいう。
- (3) 段階的に音圧が増加する性能を有するものにあつては、音響を発してから10秒以内に70dB（ガイドライン第4条第1号かつこ書に相当するものにあつては、増加後の音圧（以下「公称音圧」という。））に達すること。
- (4) ガイドライン第4条第2号に規定する警報音と音声の組み合わせは、次によること。
 - ア 休止時間（警報音と音声を組み合わせた鳴動時間中の無音時間を除く。）は2秒以下とし、鳴動時間は休止時間以上とすること。
 - イ 鳴動時間中において、警報音の音圧が70dB未満となる部分は無音時間として扱い、かつ、警報音と音声を組み合わせた時間は無音時間以上とすること。
 - ウ 警報音と音声を組み合わせた鳴動時間中の無音時間は、2秒以下とすること。
 - エ 火災警報の音圧は、警報音の部分の音圧とすること。
警報音と音声の鳴動時間に係る比率は、1.5までとすること。
 - カ 音声は、日本語によるものとする。ただし、日本語による音声と外国語による音声を交互に鳴動する場合にあつては、この限りでない。



- (5) 前(4)において、警報音の部分で断続して鳴動する場合にあつては、次によること。
 - ア 休止時間（鳴動時間中の無音時間を除く。）は2秒以下とし、鳴動時間は休止時間以上とすること。
 - イ 鳴動時間中において、警報音の音圧が70dB未満となる部分は無音時間として扱い、かつ、70dB以上となる警報音の鳴動する時間は無音時間以上とすること。
 - ウ 鳴動時間中の無音時間は、2秒以下とすること。



- (6) 「火災の発生を有効に報知できる音声メッセージ」とは、次のいずれかによるものをいう。

- ア 直接火災発生を知らせるもの 例) 「火事です」
- イ 通報等の行動を促すもの 例) 「119番通報してください」
- ウ 住宅用火災警報器が作動した旨を知らせるもの 例) 「火災警報器が作動しました」

3 火災警報以外の音響（ガイドライン第4条第2号関係）

「火災の発生を有効に報知することを妨げない」とは、次によるものをいう。

- (1) 火災警報と電池切れ警報音及びその他の音が明確に識別できること。
- (2) 火災警報を優先して発するもの（火災警報と火災警報以外の音を一の音響装置から交互に警報を発するものを含む。）をいう。

第4 中継装置の機能（ガイドライン第5条関係）

附属装置を有するものは、当該附属装置により中継装置の機能（火災信号の受信又は発信）を妨げないこと。

第5 無線設備（ガイドライン第6条関係）

無線設備を有する屋外警報装置等（以下「無線式屋外警報装置等」という。）は、次によること。

- (1) 無線設備は、電波法（昭和25年法律第131号）第38条に基づく技術基準に適合するもので、技術基準適合証明又は工事設計認証（当該証明又は認証の申請中のものを含む。）されたものであること。
- (2) 電界強度の設計値は、受信及び発信が可能となるように必要なマージン等を含んで設計されたものであること。
- (3) 電界強度の測定は、次によること。

ア 電界強度を測定する場所は、周囲に電波を反射する物体がなく、かつ、測定の障害となる金属物体がない平坦な場所である電波全無響室又は電波半無響室とすること。なお、電波半無響室において測定する場合は、無線式補助警報装置等と測定用アンテナとの間の床面に電波吸収体や電波の透過性のよい材質による覆いを施設して行うことができる。

イ 無線式補助警報装置等は、木その他の絶縁材料により作られた板、回転台等に通常の使用状態で、無線式補助警報装置等の基板面が床面から1.5mの高さとなるように設置すること。

ウ 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の17に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の周波数帯の電波を使用するものの測定用アンテナは、測定する周波数に共振する半波長共振型のダイポールアンテナ、広帯域型アンテナ等の直線偏波アンテナを用い、その中心が床面から1.5mの高さとなるよう設置すること。なお、その他の周波数帯の電波を使用するものにあつては、当該周波数帯の電波に適した測定用アンテナを用いること。

エ 無線式屋外警報装置等と測定用アンテナの中心までの間隔は、3mとすること。

オ 測定は、無線式屋外警報装置等の電源の電圧を定格電圧とした状態で行うこと。

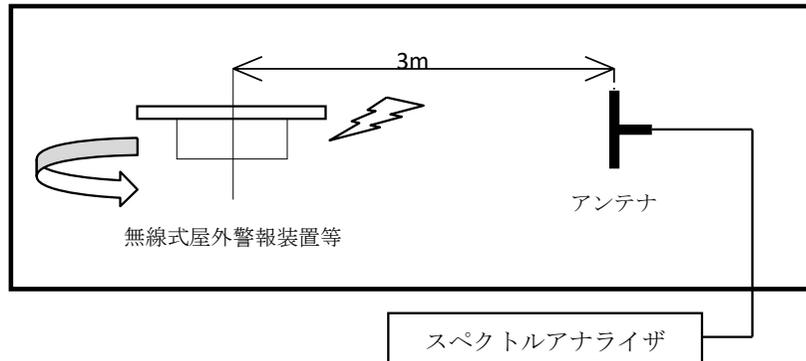
カ 電波を発信する機能を有するものの電界強度の測定は、次によること。

(ア) 無線式屋外警報装置等の火災信号を発信状態（測定のために火災信号を連続的に発信させる状態をいう。）にして測定する。なお、火災信号と同じ強さの電界強度で発信できる場合にあつては、火災信号以外の信号によることができる。

(イ) 無線式屋外警報装置等を回転させながら8方向以上の方向（全方向で測定できる場合

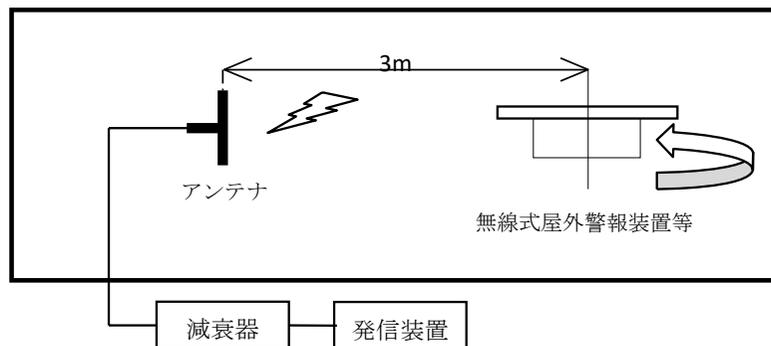
にあつては、全方向とする。以下同じ。)における電界強度を測定し、測定したすべての値が設計値以上となることを確認する。

- (ウ) 測定は、水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて、測定用アンテナを床面に対し垂直及び水平に設置して行う。この場合において、設置時に電波の通信状態を確認できる機能を有するもので、かつ、取扱説明書において、設置時に電波の通信状態を確認する旨の記載があるものについては、型式評価依頼者の設計に基づく偏波で、電界強度の最大及び最小方向において、設計値（最大値及び最小値）以上となることの確認とすることができる。



ク 電波を受信する機能を有するものの電界強度の測定は、次によること。

- (ア) 発信装置を操作して無線式屋外警報装置等の受信感度（設計値）相当となる電界強度の信号を発信して測定する。
- (イ) 無線式屋外警報装置等を回転させながら8方向以上の方向において、当該屋外警報装置等が信号を受信できることを確認する。
- (ウ) 測定は、水平偏波及び垂直偏波のそれぞれについて、測定用アンテナを床面に対し垂直及び水平に設置して行う。この場合において、設置時に電波の通信状態を確認できる機能を有するもので、かつ、取扱説明書において、設置時に電波の通信状態を確認する旨の記載があるものについては、型式評価依頼者の設計に基づく偏波において行うことができる。



- (4) ガイドライン第6条第3号(2)の「これに類する機能」とは、定期通信確認機能（無線式屋外警報装置等の通信状態を一定時間（申請された時間をいう。以下「設計時間」という。）以内に1回以上の割合で確認し、通信状態が減退している場合にその旨の異常警報を発するものをいう。以下同じ。）等をいう。
- (5) ガイドライン第6条第4号「火災信号の発信を容易に確認すること」とは、試験スイッチ等により火災信号の受信及び発信機能を確認すること、又は、定期通信確認機能等をいう。

第6 表示（ガイドライン第7条関係）

1 表示の記載は、次によること。

- (1) 銘板に用いる字句は、記号、単位等特別なものを除き和文とすること。漢字を用いる場合は、常用漢字を原則とする。
- (2) 型式は、規程附表第2の例示によること。
- (3) 型式番号は、規程附表第3によること。
- (4) 製造事業者と販売事業者が異なる場合は、次の例によること。
- 製造事業者 ○ ○
- 販売事業者 ○ ○
- (5) 外部電源方式のもののうち、電源使用範囲が90Vから110Vまでの範囲で使用できないものにあつては、定格電圧を梱包箱等に明記すること。
- (6) 電池方式のものにあつては、容易に入手ができないおそれのある電池の場合、その入手方法も併せて表示（取扱説明書記載する場合を含む。）すること。
- (7) 規程第30条の規定による合格の表示を行うこと。
- (8) 公称音圧（公称音圧があるものに限る。）
- (9) 使用温度範囲（使用温度範囲があるものに限る。）

2 部品記号

(1)から(3)までに掲げる部品には、部品記号及び当該各号に掲げる事項を、その他の部品には部品記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、(4)に掲げる部品の部品記号は、省略することができる

- (1) 端子板 端子記号（電源用の端子にあつては、端子記号、交流又は直流の別、定格電圧及び定格電流）
- (2) スイッチその他の操作部 「開・閉」その他の操作表示及び使用方法
- (3) ヒューズホルダ 使用するヒューズの定格電流
- (4) 部品記号を省略できる部品
- ア 変圧器、整流器、メーター等が同一装置に1個の場合
- イ 樹脂で固めた場合
- ウ 見やすい箇所への表示が困難であり、図面等により部品の配置及び記号が確認できる場合

3 端子記号等

- (1) 端子記号は、図面と同一のものとし、紛らわしくない方法で表示する。
- (2) 端子記号は、単なる数字だけで構成せず、例えば、L1、L2、L3・・・Ln又はL1、2、3・・・Lnとし、1、2、3、・・・nとしない。
- (3) 外部に直接電力を供給する端子には、その直近に交流又は直流の別並びに供給できる電圧及び電流の値を表示し、かつ、直流である場合にあつては、その極性を併せて表示する。

- (4) 移報端子（無電圧）には、接点容量（DC V、A）を端子又は端子の近傍に表示すること。
- 4 スイッチその他の操作部
- (1) 交流電源の監視装置（表示灯）を有するものにはその旨を表示する。
- (2) 操作方法は、特別な場合を除き、J I S C 0 6 0 1による。
- 5 屋外警報装置等には、次に掲げる事項を記載した日本語の取扱説明書その他これに類するものを備えること。ただし、屋外警報装置等本体に表示する場合にあつては、この限りでない。
- (1) 接続可能な住警器又は屋外警報装置等の型式番号
- (2) 設置方法
- (3) 非火災報発生時の停止方法及び復旧方法
- (4) スイッチの操作により他の屋外警報装置等を停止することができるものにあつては、その仕様
- (5) 設置時の点検及び日常時の点検の方法
- (6) 想定される故障及び当該故障時への対処方法並びにその連絡先
- (7) 定期通信確認機能を有するものにあつては、定期通信確認の設計時間

第2章 型式評価試験の方法

第1 型式評価試験における試料等（規程第12条関係）

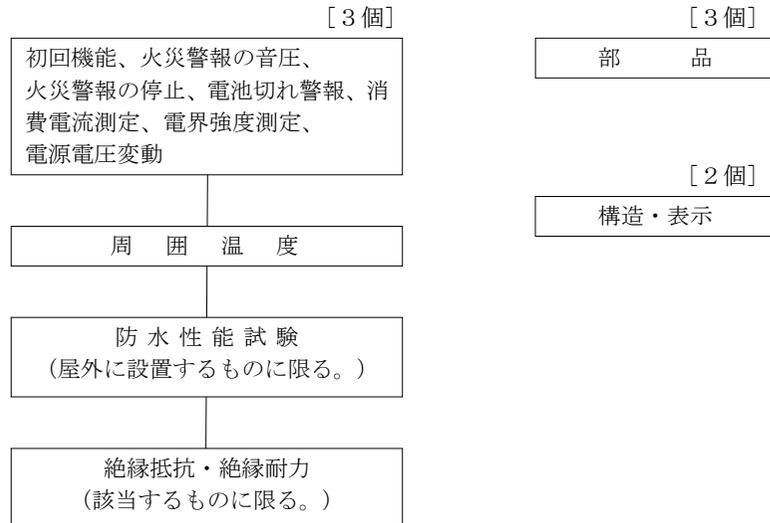
- 1 型式評価試験における書類、試料の種類及びその数量は、規程第12条に定めるところによる。
- 2 設計図については、規程に定めるほか、次に掲げる図書が含まれるものとする。
 - (1) 回路図
 - (2) 回路動作説明書（回路動作概要・各回路の説明）
 - (3) 取扱説明書
 - (4) 無線設備
 - ア 技術基準適合証明又は工事設計認証（当該証明又は認証の申請中のものを含む。）
 - イ 電界強度の設計値
 - ウ ガイドライン第5条第2号の説明
 - エ 定期通信確認機能の説明（当該機能を有するもののみ）
 - オ キャリアセンスの説明（キャリアセンスを有するもののみ）
 - (5) 銘板図面
 - (6) 外観図面（合格証票類の貼付位置及び文字表示の位置について記載されたもの）
 - (7) 構造図面
- 3 明細書
型式評価試験を依頼するときに必要な添付書類のうち、明細書については、別記様式1による。
- 4 社内試験成績表
型式評価試験を依頼するときに必要な添付書類のうち、社内試験成績表については、別記様式2による。なお、本章第3に規定する社内試験データ活用を依頼する場合は、社内試験成績表作成調書（別記様式3）を併せて提出するものとする。
- 5 型式評価依頼者は、必要に応じ、機能試験の実施に必要な試験治具を用意するものとする。

第2 型式評価試験の方法（規程第13条関係）

型式評価試験における試験項目及び当該試験項目に係る試料数並びに試験の手順は、次のとおりとする。

なお、部品の試験は、試料のすべてについてガイドライン及び前章のガイドラインの運用方針（以下「運用方針」という。）に定めるところにより行う。

- 1 屋外警報装置等の試験は、次に示す順に従って(1)から(6)までに定めるところにより行う。



- (1) 表中における[]内の数値は、各試験項目の試料数を示す。
 - (2) 初回機能から絶縁抵抗・絶縁耐力までの試料は、同一の試料とすること。
 - (3) 機能試験は初回機能から防水性能試験の各試験項目に行う。
 - (4) 火災警報の音圧、火災警報停止、電池切れ警報及び消費電流測定（電池方式に限る。）は、初回機能にて行う。
 - (5) 無線式屋外警報装置等の電界強度の測定は、初回機能にて行う。ただし、電界強度の測定において試験試料にソフトウェアの変更等加工が必要なものにあつては、初回機能から絶縁抵抗・絶縁耐力までについて実施した後において行うことができる。
 - (6) 電池方式の屋外警報装置等にあつては、電池の寿命期限に係る電池容量の確認を、電池製造者等による電池の放電特性を証明する書類（証明書、カタログ等）により行う。
- 2 附属装置の試験
- (1) 屋外警報装置等の機能に影響を及ぼす又はそのおそれのある附属装置の機能の確認は、前1の初回機能及び電源電圧変動において行う。
 - (2) 屋外警報装置等の動作と併せて当該附属装置に係る確認を、前1の初回機能から絶縁抵抗・絶縁耐力までの各試験項目において行う。
- 3 試験中の不良事項が次の事項に該当する場合は、試験を続行することができるものとする。
- (1) 添付書類の不備（誤記、記載漏れ等軽微なもので、設計の誤りは含まない。）
 - (2) 表示の脱落、誤記、判断できないもの

第3 社内試験データ活用

社内試験データ活用（型式評価依頼者又は製造者若しくは第三者試験機関等が実施した社内試験成績表のデータを協会が型式評価試験に活用することをいう。）は、次の各号によるものとする。

- (1) 試験は、教育訓練、業務経験及び技能等により試験を適性に行うことができる資格を有する者が実施すること。

- (2) 試験設備は、次に掲げる事項に関する管理方法等が確立されていること。
- ア ガイドライン及び細則に基づき、試験を適正に実施できる試験設備を用いること。
 - イ 作業点検、定期点検等の保安全管理が適切に実施されること。
 - ウ 試験結果に影響を及ぼす恐れのある測定機器は、あらかじめ定められた期間内に校正が行われること。
 - エ 校正は、国家標準又は国際標準とトレーサビリティが確保されること。
- (3) 試験は、ガイドライン及び細則に定める方法に準じて行うこととし、次に掲げる事項に関する手順等が確立されていること。
- ア 試料の保管方法及び識別
 - イ 試験方法
 - ウ 試験に係る記録
- (4) 社内試験データ活用は、次に掲げる試験について実施できること。
- ア 防水性能試験（第1章第2、8）
 - イ 電界強度の測定（第1章第5(3)）

第4 初回調査の方法

- 1 型式適合評価を規程第19条第1項第2号に定める工場審査型式適合評価により行うものにあつては、規程第14条第4項の受検場所には製造場所も含むものとする。
- 2 規程第14条第4項第2号の「評価細則で定める検査設備」とは、別表1（検査設備）に係る設備とする。
- 3 初回調査にあつては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 別表1に掲げる検査設備のうち、当該性能、機能等の確認が必要なものにあつては、その確認に必要な機器等を準備すること。
 - (2) 品質管理方法書、製造工程概要調書、社内検査体制等概要調書及び苦情処理・事故報告管理方法書（以下「品質管理方法書等」という。）の具体的な実施方法等について、説明できる担当者が立ち会うこと。
 - (3) 品質管理方法書等の関連規程等を準備すること。
 - (4) あらかじめ調査の実施並びに目的及び範囲について、関連部署に周知し、必要に応じて、説明ができる担当者が立ち会うこと。
 - (5) 初回調査において、検査設備、品質管理方法書等に不具合等が見い出されたときは、その結果を「不良」として取り扱うものとする。ただし、見い出された不具合等が容易に修正できる場合にあつてはこの限りではない。

第5 更新（規程第16条関係）

変更一覧表には、過去5年間の変更履歴（別表2の届出を必要としないものに該当する軽微変更の履歴を含む。）を記載する。

第6 型式変更評価試験（規程第18条関係）

- 1 型式変更評価試験として取り扱うことのできる変更の範囲は、次に掲げる例示事項とする。
 - (1) 機能に影響がある部分の材質、構造又は形状の変更
 - (2) 回路（火災警報を発する部分を除く）の変更
 - (3) 音声合成IC（CPUと一体となっているものを除く。）等の音源、アンプ又はスピーカ

一の変更

- (4) 無線設備回路（I C、アンテナ等）の変更
 - (5) 電源変圧器又はこれに準ずるものの変更
 - (6) 主機能に影響のある附属装置の追加又は変更（除去する場合は除く。）
 - (7) 消費電流の増加を伴う回路、電子部品等の変更
 - (8) 電池の変更及び電池寿命に係る設計変更
- 2 型式変更評価試験は、前第1から第4までの規定に準じて行うものとする。

第7 軽微変更の範囲（規程第36条関係）

規程第36条第2項の「評価細則で定める事項」とは、別表2に掲げる事項とする。

第3章 型式適合評価

第1節 通則

第1 型式適合評価の方式（規程第19条関係）

- 1 型式適合評価は、規程第19条第1項第1号に定める立会型式適合評価又は同項第2号に定める工場審査型式適合評価のいずれかの方式により行うものとする。
- 2 新規に型式を取得した場合における型式適合評価の方式は、原則として、立会型式適合評価より開始する。ただし、既に工場審査型式適合評価を受検している型式と品質管理方法が同一な型式で、規程第15条第2項の規定により通知された型式適合評価方式が工場審査型式適合評価とされる場合にあっては、この限りではない。

第2 型式適合評価方式の変更

- 1 型式適合評価依頼者は、次に掲げる条件をすべて満たす型式について、型式適合評価方式を立会型式適合評価から工場審査型式適合評価へ変更することができる。
 - (1) 同一のロットにおいて、立会型式適合評価が10回連続して無欠点で合格した場合。
 - (2) 受検間隔がおおむね3か月以内である。
 - (3) 合格証票類取扱特例規程（以下「証票規程」という。）の適用を受けている。
- 2 型式適合評価依頼者は、型式適合評価方式を工場審査型式適合評価から立会型式適合評価へ変更することができる。
- 3 型式適合評価依頼者は、前1又は2の変更をしようとする場合、型式適合評価方式変更届（別記様式4）正副2部に当該変更に伴い変更した品質管理方法書等及び未処理状況明細書各1部を添えて、協会に提出するものとする。
- 4 委託型式に係る型式適合評価方式変更届は、受託される型式に係る当該変更届に委託型式の型式番号を記載することにより、届け出を行ったものとみなす。
- 5 型式適合評価依頼者は、型式適合評価方式の変更に伴い受検場所における調査が必要であると協会が認める場合、規程第38条に規定する手数料にかかる振込用紙の振込票を添付するものとする。
- 6 協会は、提出された変更届について変更の可否を審査し、その結果を通知する。この場合において、協会は、審査に必要な資料の提出を要求することができる。
- 7 前6において立会型式適合評価から工場審査型式適合評価への変更が認められなかった場合には、引き続き立会型式適合評価の依頼をすることができる。

第3 検査設備の整備（規程第22条及び第35条関係）

規程第22条第1項の「評価細則で定める検査設備の性能」は、別表1（検査設備）の性能欄に掲げるものとする。

第4 実態調査及び製品検査（規程第28条関係）

- 1 工場審査型式適合評価にあっては、規程第28条の受検場所には製造場所を含むものとする。

- 2 規程第28条第2項の製品検査（以下「製品検査」という。）は、次により行う。
 - (1) 品質管理方法書に規定された内容について実施状況を確認する。
 - (2) 工場審査方式適合評価依頼者が、型式適合評価を受けようとする製品に係る検査を品質管理方法書等に規定した検査方法に従い実施していることを確認する。
- 3 規程第28条第3項の評価細則で定める改善処置は、次による。
 - (1) 協会は、規程第28条第1項の実態調査（以下「実態調査」という。）又は製品検査において、品質管理上著しい不備（別表3に掲げる例示をいう。以下同じ。）があると認める場合又は製品検査における型式適合評価の結果が不合格となった場合、型式適合評価依頼者に対して品質管理等の改善、不良品の流出の調査等必要な措置を講じるよう求めることとし、当該者は、同一の型式適合評価方式の製品の次回受検前までに、当該措置の実施内容を規程別記様式第21号の不合格改善方法書又は同別記様式第20号の不適合改善方法書に準じた書式により協会に提出するものとする。
 - (2) 協会は、実態調査又は製品検査において、品質管理方法書等に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合（前(1)該当する場合を除く。）、型式適合評価依頼者に対してその改善措置を講じるよう求めることとし、当該者は、当該措置の実施内容を規程別記様式20号の不適合改善方法書に準じた書式により協会に提出するものとする。
- 4 協会は、前3に改善措置が十分であると認めた場合にあっては、当該者に対し確認した旨を通知する
- 5 協会は、前3に規定する措置の実施状況を確認するために必要があると認める場合、型式適合評価依頼者に連絡のうえ、受検場所における確認を行うことができるものとする。

第2節 立会型式適合評価

第5 立会型式適合評価における検査方法（規程第27条関係）

- 1 型式適合評価は、JIS Z 9015-1で定めるロットごとの検査に対するAQL指標型抜取検査方式に準じた抜取検査で行う。
- 2 立会型式適合評価におけるロットの決め方は次の(1)から(5)までのおりとする。
 - (1) ロットは、受検場所ごとに次により構成するものとする。
 - (2) 1ロットは、1型式の製品で構成すること。ただし、同一又は類似の製品であって、同一の製造工程及び検査工程によるものとして協会が支障ない型式と認めた製品については、2以上の型式の製品を一括して1ロットとすることができる。
 - (3) 原則として、同一の時期に製造された製品ごとに構成すること。
 - (4) ロットの取扱いは、原則として受検者の希望によらないものであること。
 - (5) 同一ロットとして一括することができる型式に係る種別については、次表に掲げるとおりとすること。

種別	ロットの別
屋外警報装置	同一ロット
中継装置	同一ロット

- 3 抜取検査における検査のきびしさについては、次によるものとする。

- (1) 検査のきびしきは、標準品質検査（ロットの工程平均がAQLよりよいと認められる場合に適用する検査）、高水準品質Ⅰ検査（標準品質検査により品質の安定性が確認された場合に適用する検査）、高水準品質Ⅱ検査（高水準品質Ⅰ検査により品質の安定の継続性が確認された場合に適用する検査）、品質水準強化Ⅰ検査（標準品質検査よりもきびしい合否判定基準を適用する検査）及び品質水準強化Ⅱ検査（品質水準強化Ⅰ検査よりもきびしい合否判定基準を適用する検査）の5段階とする。
- (2) 標準品質検査の適用を標準とする。ただし、協会が型式適合評価依頼者の社内検査体制等（製造工程、検査工程等における社内検査を含む。）の状況を踏まえ、標準品質検査で実施することが適切でないと認める場合にあっては、品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査を適用することができる。
- (3) 検査のきびしさの調整については、本章第9.1の規定により切替えを行うものとする。ただし、前(2)の規定により品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査が適用されたものにあつては、本章第9.2に規定する手順に限るものとする。
- 4 新規に取得した型式のロットの取扱い
- (1) 初回から既に受検しているロットに組み込める場合
- 新規に取得した型式が、既に受検している型式と同等の製造工程・検査工程等を有するもの及び次に掲げるいずれかの事項に該当するものについては、既に受検している型式が含まれる同一ロットに初回から組み込むことができる。
- | |
|---|
| ①型式変更評価を行ったもの
②変更の内容が型式変更評価の範囲であるが型式評価依頼したもの
③同一の内容で依頼者の異なるもの |
|---|
- (2) 単独のロットとして、標準品質検査で開始した後に、既に受検している同一ロットに組み込める場合
- ア 前(1)に該当しない新規に取得した型式については、単独ロットとして標準品質検査で開始し、当該標準品質検査において連続する10ロットがすべて合格したとき、既に受検している同一ロットに組み込むことができる。
- イ 新規に取得した型式の警報回路、受信・発信回路等が同等であると認められるものにあつては、製造工程、検査工程等が同一と協会が認める場合に限り、前アの型式と同一ロットを構成することができる。この場合における標準品質検査に係る検査履歴は、当該同一ロットごとに算定する。
- (3) 単独のロットとして、品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査で開始した後に、既に受検している同一ロットに組み込める場合
- 品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査で開始した新規に取得した型式については、検査のきびしさが標準品質検査に切り替えられ、かつ、当該標準品質検査において連続する10ロットがすべて合格したとき、既に受検している同一ロットに組み込むことができる。
- 5 型式適合評価は、検査項目を通常試料に対する検査（以下「通常検査」という。）及び少数試料に対する検査（以下「少数検査」という。）に分けて行う。
- 6 受検品等の確認
- (1) 受検品に係る型式及び数量が依頼されたものであるかを確認する。
- (2) 外観及び表示（種別、型式、型式番号等）が、型式承認図書（副本）の記載内容と合致することを受検品のすべての型式について、少なくとも1個任意に抽出して確認する。ただし、

次の7により抽出された型式を除く。

- (3) 前(2)の確認において異常が認められた場合は、検査における欠点とせず修正等を行うものとする。
- (4) 前(3)の修正等が困難な場合は、検定員の指示に従うものとする。
- (5) 必要に応じて、検査設備が別表1に掲げるものと同等以上の性能を有する状態に維持されていることを確認する。

7 試料の大きさ及び試料の抽出方法

- (1) ロットの大きさは、受検数量に予備品を加えた数量とすること。
- (2) 試料の大きさは、ロットごとに当日受検するロットに適用される検査のきびしさ及び当該ロットの大きさに応じて、別表5（抜取表）に掲げる数とする。
- (3) 試料の抽出方法は、次によるものとする。

ア 試料の抽出は、ロットの構成、数量等を勘案して、ロットごとに単純ランダムサンプリング法（1回抜き取り）又は層別サンプリング法（型式番号ごとに構成された層の各層からそれぞれ試料を抜き取る方法）により行う。

イ 試料の抽出方法の決定は、受検者の希望を踏まえ、協会の検定員が行う。

ウ 通常検査と少数検査の試料は、原則として同一試料とする。

- (4) 単純ランダムサンプリング法による試料の抽出は、次により行うものとする。（例5-1参照）

ア あらかじめ整理番号の付してあるすべての製品（ロット）の中からJ I S Z 9 0 3 1の乱数表等によりランダムに抽出し、抜取試料記録表に記録すること。

イ 抜取試料記録表及び試料には、抜き取り順に同一の一連番号を付すこと。

(例5-1) 単純ランダムサンプリングの例

通常検査と少数検査の試料を同一試料とした場合

ロットの大きさ：300個

検査のきびしさ：標準品質検査

試料：通常試料20個、少数試料13個

- 試料No. 1～No. 20
- 試料No.21～No. 40
- 試料No.41～No. 60
- 試料No.61～No. 80
- 試料No.81～No.100
- 試料No.101～No.120
- 試料No.121～No.140
- 試料No.141～No.160
- 試料No.161～No.180
- 試料No.181～No.200
- 試料No.201～No.220
- 試料No.221～No.240
- 試料No.241～No.260
- 試料No.261～No.280
- 試料No.281～No.300

					⑧														
										⑦									
												⑮							
										⑥									
①														⑫					
					⑰													③	
									⑱										
⑭																			
										②									
						⑩													⑤
							④												
									⑬		⑲				⑨				
															⑪				
																			⑳
														⑯					

- 備考1 □内の①の数字は、通常検査と少数検査を兼ねている試料であることを示す。
- 2 □内の①の数字は、通常検査のみの試料であることを示す。

(5) 層別サンプリング法による試料の抽出は、次により行うものとする。(例5-2参照)

ア 受検品は、型式番号ごとに整然と配列し、かつ、配列番号がわかるようにしておくものとする。

イ 抽出する層の数は、型式の数(この数が試料の大きさを超える場合は、試料の大きさ)とし、型式の順を決める。

ウ 抽出した各層から抽出する試料の数は、試料の大きさを型式の数で除した数(小数点以下は切り上げ)とする。

エ 抽出した層ごとに単純ランダムサンプリングを行い、必要な数の試料を得る。

(例5-2) 層別サンプリングの例

1 通常検査と少数検査の試料を同一試料とした場合

ロットの大きさ：392個

型式の数：4(1層103個(3個は予備品)、2層33個(3個は予備品)、
3層203個(3個は予備品)、4層53個(3個は予備品))

検査のきびしさ：標準品質検査

試料：通常検査試料20個、少数検査試料13個

2層		4層		1層		3層	
12 ①	14 ⑤	7 ②	43 ⑥	15 ③	100 ⑦	203 ④	138 ⑧
10 ⑨	30 ⑬	37 ⑩	21 ⑭	17 ⑪	86 ⑮	50 ⑫	46 ⑯
5 ⑰		41 ⑱		49 ⑲		49 ⑳	
(5個)		(5個)		(5個)		(5個)	

2 通常検査と少数検査の試料を同一試料とした場合

ロットの大きさ：3,290個

型式の数：12(1層200個、2層150個、3層360個、4層50個、
5層50個、6層300個、7層250個、8層60個、
9層500個、10層1,050個、11層100個、
12層220個)

検査のきびしさ：高水準品質Ⅱ検査

試料：通常検査試料20個、少数検査試料5個

11層		2層		10層		6層		5層		4層	
2 ①	35 ⑬	37 ②	21 ⑭	15 ③	986 ⑮	223 ④	46 ⑯	14 ⑤	5 ⑰	43 ⑥	41 ⑱
(2個)		(2個)		(2個)		(2個)		(2個)		(2個)	
7層		12層		1層		3層		8層		9層	
150 ⑦	49 ⑲	138 ⑧	49 ⑳	146 ⑨		37 ⑩		17 ⑪		350 ⑫	
(2個)		(2個)		(1個)		(1個)		(1個)		(1個)	

備考1 □内の数字は、各層ごとに抜き取る製品番号を示す。

2 □内の①の数字は、通常検査と少数検査を兼ねている試料であることを示す。

3 □内の①の数字は、通常検査のみの試料であることを示す。

第6 立会型式適合評価における検査項目及び検査の手順等（規程第27条関係）

1 通常検査及び少数検査における検査項目は、次表のとおりとする。

種別	検査項目	通常検査	少数検査
屋外警報装置 中継装置	火災警報 機能		① 絶縁抵抗及び絶縁耐力 ② 火災警報停止 ③ 電池切れ警報 ④ 消費電流測定（電池を使用するものに限る。） ⑤ 附属装置 ⑥ 構造 (a) 部品照合等 (b) 部品取付状況等 ⑦ 外観・表示

- (1) 消費電流測定の見査項目は、電池を使用するものに限る。
- (2) 定格電圧が60V以下の屋外警報装置等にあつては、絶縁抵抗試験及び絶縁耐力試験を省略することができる。
- (3) 絶縁抵抗及び絶縁耐力、火災警報停止、電池切れ警報及び消費電流測定の見査項目の試料の大きさは、適用する抜取表のロットの大きさに応じた少数検査第2欠点の不合格判定数を超える数とする。
- (4) 構造及び附属装置の見査項目の試料の大きさは、適用する抜取表のロットの大きさに応じた少数検査第3欠点の不合格判定数を超える数とする。
- (5) 抽出した試料が前(3)又は(4)の試料の大きさに満たない場合は当該抽出した試料の大きさ未満となる不合格判定数を有する合否判定により行う。この場合において、当該不合格判定数を有する合否判定がない場合は、1個の試料について不合格判定数を1として行う。
- (6) 前(3)又は(4)の少数検査の見査項目は、抽出した試料順に順番に振り分ける。（例6-1参照）

2 検査の方法

検査の方法は、基準及び基準の運用方針に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (1) 屋外警報装置の火災警報音圧試験は、電源電圧を低圧（電池式については、屋外警報装置が有効に作動できる下限値、外部電源方式については定格電圧の90%）で行うものとする。
- (2) 火災警報を停止することのできるものにあつては、火災警報を停止した状態から再び火災信号を受信した場合、速やかに火災警報を発する状態になることを確認すること。
- (3) 電池切れ警報にあつては、次の確認を行うこと。
 - ア 音響によるものにあつては、電池切れ警報が作動する設計電圧範囲の下限値において2分間に1回以上の電池切れ警報が動作し、かつ、同設計電圧範囲の上限値を超える電圧値において電池切れ警報が作動しないこと。
 - イ 点滅表示等によるものにあつては、電池切れ警報が作動する設計電圧範囲の下限値にお

いて2分間に10回以上の電池切れ警報が動作し、かつ、同設計電圧範囲の上限値を超える電圧値において電池切れ警報が作動しないこと。

(4) 立会型式適合評価における構造検査は、原則として次に掲げる事項を確認する。

ア CPU、継電器等、火災信号の受信及び発信に係る半導体部品の部品照合（軽微変更届により変更した部品を含む。）

イ 部品の取り付け状況

(例6-1) 少数検査試料の検査項目

ロット構成（3型式）：A [屋外警報装置（電池式、附属装置あり）]

B [屋外警報装置（電池式、無線式）]

C [屋外警報装置（中継装置付き）（電池式、無線式）]

ロットの大きさ：2000個

検査のきびしさ：標準品質検査

試料の抽出方法：単純ランダムサンプリング

少数検査の試料の大きさ：13個（第1欠点13個、第2欠点13個、第3欠点8個）

第2欠点の不合格判定数：2

第3欠点の不合格判定数：3

試料	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
検査項目	C	C	B	A	C	A	C	A	A	B	B	A	A
火災警報停止	①	②	③										
電池切れ警報				①	②	③							
消費電流測定							①	②	③				
附属装置	→	→	→	③	→	④				→	→	①	②
構造	③	④								①	②		
外観・表示	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬

備考1 ①印は、実施する検査項目に対する試料を示す。

2 →印は、当該検査項目が該当しない型式のため、次の試料により検査を行うことを示す。

第7 欠点の内容及びAQLの指定（規程第27条関係）

1 各検査項目における欠点の内容は、別表4（欠点表）に定めるところによる。

なお、同表に掲げる欠点以外の欠点については、規程第27条第3項第2号の規定により判定するものとする。

2 欠点の階級ごとのAQLは、次によるものとする。

(1) 第1欠点 AQL 1.0

(2) 第2欠点 AQL 4.0

(3) 第3欠点 AQL 10.0

第8 立会型式適合評価におけるロットの判定（規程第27条関係）

ロットの合否の判定は、別表5の抜取表に基づき次によるものとする。

なお、2以上の階級の欠点を持つ試料は、それぞれの階級で不良品と数えるものとする。

(例8-1参照)

1 ロットの合格の判定

抜取試料中に致命欠点がなく、かつ、不良品の数が各階級（第1欠点、第2欠点及び第3欠点）において、それぞれ合格判定数以下である場合には、そのロットを合格とする。

2 ロット不合格の判定

(1) 抜取試料中に致命欠点が出た場合には、そのロットを不合格とする。

(2) 抜取試料中における不良品の数が各階級（第1欠点、第2欠点及び第3欠点）のいずれかにおいて、不合格判定数以上である場合には、そのロットを不合格とする。

(例8-1)

1個の試料において、初めから附属装置が作動状態である欠点（第2欠点）及び消費電流が設計値の105%を超える（電池の寿命期限を満足しない場合を除く。）欠点（第1欠点）が発生した場合は、それぞれを欠点とし、第1欠点が1、及び第2欠点が1発生したと数える。

第9 立会型式適合評価における検査のきびしさの調整（規程第27条関係）

1 検査のきびしさの調整は、同一の型式適合評価方式において、次に掲げる手順により行うものとする。

(1) 標準品質検査から高水準品質Ⅰ検査への切替

次の条件をすべて満たすこととなったときは、次回のロットから高水準品質Ⅰ検査に移行するものとする。

ア 通常検査における第1欠点、第2欠点及び第3欠点の切替えスコアの最新の値がそれぞれ30以上である。

● 切替えスコアの計算方法については、次によること。

① 合格判定数が2以上の場合、別表5に掲げる抜取表を適用した場合においてもロットが合格になるときは切替えスコアに3を加え、そうでない場合は切替えスコアを0に戻す。

② 合格判定数が0又は1の場合、ロットが合格の場合には切替えスコアに2を加え、そうでない場合は切替えスコアを0に戻す。

イ 生産が安定している（受検間隔がおおむね3か月以内。以下同じ。）。

(2) 高水準品質Ⅰ検査から高水準品質Ⅱ検査への切替

次の条件をすべて満たすこととなったときには、次回のロットから高水準品質Ⅱ検査に移行するものとする。

ア 連続する10ロットがすべて合格した。

イ 生産が安定している。

ウ 高水準品質Ⅱ検査に移行してもよいと認めた。

(3) 高水準品質Ⅱ検査又は高水準品質Ⅰ検査から標準品質検査への切替

次のいずれかに該当することとなったときには、次回から標準品質検査に移行するものとする。

ア 1ロットでも不合格となった。

イ 生産が不規則となったり停滞した（受検間隔が6か月以上）。

ウ 前ア又はイ以外で標準品質検査に戻すことが必要であると認めた。

(4) 標準品質検査から品質水準強化Ⅰ検査への切替

次の条件のいずれかに該当することとなったときには、次回のロットから品質水準強化Ⅰ検査に移行するものとする。

ア ロットが不合格になった場合で、その直前の4ロット（当該ロットが高水準品質Ⅱ検査又は高水準品質Ⅰ検査である場合を含む。）において不合格ロットがあった場合

イ 致命欠点によりロットが不合格になった場合

(5) 品質水準強化Ⅰ検査から品質水準強化Ⅱ検査への切替

次の手順により行うものとする。

ア 品質水準強化Ⅰ検査において、不合格ロットの累計が3ロットに達した場合、協会は受検者に対し改善処置について勧告するとともに次回ロットの型式適合評価を中止する。

イ 前アの勧告に対し、品質の改善処置を講じたことが確認されたときには、次回のロットから品質水準強化Ⅱ検査に移行するものとする。

(6) 品質水準強化Ⅱ検査から品質水準強化Ⅰ検査への切替

連続5ロットが合格したときには、次回のロットから品質水準強化Ⅰ検査に移行するものとする。

(7) 品質水準強化Ⅰ検査から標準品質検査への切替

連続5ロットが合格したときには、次回のロットから標準品質検査に移行するものとする。

2 品質水準強化Ⅰ検査又は品質水準強化Ⅱ検査から開始したロットの取扱い

(1) 社内検査体制等が不十分であると認められた場合で品質水準強化Ⅰ検査を適用しているロットについては、次によること。

ア 前1(5)の規定を適用して行うものとする。

イ 連続5ロットが合格し、かつ、製造工程・社内検査体制等変更届により社内検査体制等が十分であると認められる場合は、次回のロットから標準品質検査に移行するものとする。

(2) 社内検査体制等が不十分であると認められた場合で品質水準強化Ⅱ検査を適用しているロットについては、次によること。

連続5ロットが合格し、かつ、製造工程・社内検査体制等変更届により社内検査体制等が十分であると認められる場合は、次回のロットから品質水準強化Ⅰ検査に移行するものとする。

(3) 前(1)又は(2)の適用後における検査のきびしさの切替については、前1に準じて行うものとする。

第10 検査設備不良等の場合の取扱い

1 検査設備の不良等により型式適合評価が実施できない場合又は社内検査等の結果書類が用意されない場合におけるロットの取扱いについては、規程第29条の規定に基づいて保留とする。

2 同規定中「新たなロット」とは、当該ロットに対する試料の抽出から始めることをいう。

第3節 工場審査型式適合評価

第11 型式適合評価の計画（規程第20条関係）

工場審査型式適合評価を依頼しようとする者（以下「工場審査型式適合評価依頼者」という。）は、受検日希望表の内容を変更しようとする場合、規程第20条第6項の規定にかかわらず、あらかじめ変更内容を明確にした受検日希望表を協会に提出するものとする。

第12 受検時の確認（規程第24条関係）

工場審査型式適合評価における受検時の確認は、規程第24条にかかわらず、工場審査型式適合評価依頼者が次により行うものとする。

- (1) 受検品に係る型式及び数量が依頼したものであることを確認すること。
- (2) 品質管理方法書、社内検査体制等概要調書等に基づき検査が行われたことを確認すること。

第13 工場審査型式適合評価の方法（規程第19条関係）

1 工場審査型式適合評価の方法は、次のいずれかの方法により行うものとし、品質管理方法書及び社内検査体制等概要調書等に検査方法を規定するものとする。

- (1) 本章第2節を準用した最終検査による検査方法
- (2) 製造工程における検査結果等を含め総合的に判定する検査方法で、本章第2節に定める方法と同等以上と認められるもの

2 工場審査型式適合評価は、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 工場審査型式適合評価依頼者は、次により型式適合評価依頼整理表・受検成績履歴表（規程別記様式第18号に準じたものを含む。以下「履歴表」という。）を作成すること。

ア 本章第2、6により認められた方法に基づき型式適合評価を受けようとする製品に係る検査を行った工場審査型式適合評価の検査データを作成すること。

イ 工場審査型式適合評価の可否の判定を前アの検査データに基づき行い、その結果を履歴表に記載すること。

(2) 工場審査型式適合評価依頼者は、前(1)の履歴表及び検査データを受検希望日（規程第20条第5項の通知を受けた者にあつては、当該通知により協会が定めた日。以下「受検日」という。）までに協会に提出すること。なお、受検日に次の(3)による提出書類の確認を希望する場合は、当該日の15時までに協会へ送付すること。

(3) 協会は、前(2)の規定により提出された工場審査型式適合評価を受けた製品に係る履歴表等を受検希望日に確認し、確認した旨を履歴表に記載して当該工場審査型式適合評価依頼者にこれを送付する。

(4) 検査のきびしさの切り替えを行う場合には、あらかじめ協会の確認を受けるものとする。

(5) 製品の出荷は、協会が確認した後に行うものとする。

3 前2(3)の確認において、品質管理上著しい不備があると認める場合又は品質管理方法書に記載されている内容と異なる管理方法が行われていると認める場合の措置については、本章第4.3から5まで規定を準用する。

第14 工場審査型式適合評価の保留（規程第29条関係）

1 工場審査型式適合評価依頼者は、検査設備の不良、製造工程の不備等により検査等に支障が発生した場合、当該ロットを保留にするとともに、当該保留を行った旨を速やかに協会に連絡するものとする。また、保留となった原因、検査設備の改善、再発防止対策等の措置についての報告を文書により協会に提出するものとする。

2 協会は、前1に規定する検査設備の改善、再発防止対策等の措置の実施状況を確認するため

に必要があると認める場合、受検場所（製造場所を含む。）における確認を行うことができるものとする。

- 3 保留したロットの型式適合評価は、前1の報告に係る確認を受けた後に、新たなロットして行うものとする。この場合における検査のきびしさは、保留前の検査のきびしさと同様にするものとする。

第15 工場審査型式適合評価における受検場所の変更（規程第35条関係）

工場審査型式適合評価にあつては、規程第35条第8項の受検場所には製造場所を含む。

第4章 雑 則

第1 合格の表示等（規程30条関係）

- 1 製品の梱包箱、カタログ、取扱説明書等に品質評価に合格している旨の表示を行う場合は、品質評価合格品である旨の文字又は、当該文字に規程附表第6に定める合格表示の様式に準じた表示を併記したものとする。

第2 不正行為等により停止された型式適合評価を再開する場合の扱い（規程第52条、第53条及び第54条関係）

- 1 規程第52条第8項及び規程第53条第11項の「評価細則で定める検査のきびしさ」は、型式適合評価停止前の検査のきびしさに関わらず、「品質水準強化Ⅱ検査」から開始するものとする。この場合において、型式適合評価停止前の型式適合評価方式が工場審査型式適合評価であった場合には、型式適合評価方式を立会型式適合評価に変更するものとする。
- 2 規程第54条第11項の「評価細則で定める検査のきびしさ」は、型式適合評価停止前に適用されていた検査のきびしさから2段階きびしくした検査により開始するものとする（型式適合評価停止前に「品質水準強化Ⅱ検査」及び「品質水準強化Ⅰ検査」を適用していた場合は、「品質水準強化Ⅱ検査」で行う。）。

第3 型式適合評価方法

協会が型式適合表方法を示した場合の型式に係る型式適合評価は、型式適合評価の方法に示す手順によるものとする。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

明 細 書 (その 2)

部品名		記号	型名	用途	仕 様				製造者 (表示)	備 考 (承認番号)
半 導 体	発 光 ダイ オード				逆耐電圧	順方向ハ ルス電流	使用逆方 向電圧	使用順方向ハ ルス電流		
					V	mA	V	mA		
	ト リ ン ジ タ				最大定格 電圧	最大定格 電流	最大コレク タ損失	最大エミッタ・ ベース間電圧		
					V	mA	W	V		
					使用電圧	使用電流	作動時コレ クタ損失	作動時エミッタ・ ベース間電圧		
					V	mA	W	V		
	I C				定格電源 電圧	使用電源 電圧				
					V	V				
	ダイ オード				定格逆耐 電圧	定格順方 向電流	使用逆方 向電圧	使用順方 向電流		
					V	mA	V	mA		
	継電器				定格電圧	定格電流	コイル抵抗	接点材料		
					V	mA	Ω			
				使用電圧	使用電流	感度電流	開放電流			
				V	mA	mA	mA			
スイッ チ				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流			
				V	mA	V	mA			
				接点材質						
音響装置				定格電圧	定格電流	使用電圧	使用電流			
				V	mA	V	mA			
電池				公称容量	公称電圧	平均監視電流	動作下限電圧			
				mA・h	V	mA	V			
抵抗				抵抗値	許容差	定格電力	使用電力			
				Ω	%	W	W			
コンデンサ				容量	許容差	耐電圧	使用電圧			
				μ F	%	V	V			
電源変圧 器				定 格 1 次電圧	定 格 2 次電圧	定 格 2 次電流	絶縁種別			
				V	V	A	種			
スイッ チ ン グ 電源装置				入力電圧範囲	定格出力電圧	定格出力電流	使用電流			
				V～ V	V	A～ A	A～ A			
				定電圧精度	過電流保護方式		絶縁種別			
							種			

明 細 書 (その 3)

項 目	明 細
防 湿 方 法	
露出金属部の絶縁方法	
特殊な取扱いを要するものはその注意事項	
無線設備の電界強度	
機 能 の 概 要	
記 事	

- 備考 1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。
2 該当しない項目欄は削除し、例記以外のものがあれば追加すること。
3 特殊部品については、カタログ等を添付すること。

別記様式2の1 (第2章第1.4関係)

(屋外警報装置) 社内試験成績表				
依 頼 者		型 式		
試験年月日		試験者		
試 験 項 目		No. 1	No. 2	No. 3
初回機能	火災警報			
	火災警報停止			
	()機能			
電池切れ警報	開始電圧 (V)			
	警報の継続			
	警報周期 (秒)			
周囲 温度	低温	火災警報		
		()機能		
	高温	火災警報		
		()機能		
防水性能試験	火災警報			
	()機能			
絶縁抵抗	端子・外箱間			
絶縁耐力	端子・外箱間 V			
その他	消費電流測定			
	電界強度測定			

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 2 初回機能及び防水性能試験の火災警報の欄には、警報音圧 (dB) を記入すること。
 3 警報の継続の欄は、警報状態が72時間以上継続した場合「良」と記入すること。

別記様式2の2 (第2章第1.4関係)

(中継装置) 社内試験成績表				
依 頼 者			型 式	
試験年月日			試験者	
試 験 項 目		No. 1	No. 2	No. 3
初回機能	火災信号停止			
	()機能			
電池切れ警報	開始電圧 (V)			
	警報の継続			
	警報周期 (秒)			
周囲 温度	低温	()機能		
	高温	()機能		
防水性能試験		()機能		
絶縁抵抗		端子・外箱間		
絶縁耐力		端子・外箱間 V		
その他	消費電流測定			
	電界強度測定			

備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

2 警報の継続の欄は、警報状態が72時間以上継続した場合「良」と記入すること。

別記様式3 (第2章第1.4関係)

社内試験成績表作成調書 (試験項目： 試験)	
作成 年 月 日	
依頼者	
種 別	
型 式	
試験実施場所	
試験実施日	年 月 日 (℃、 %)
試験者	
試験設備	
測定機器	
試験方法の詳細	
判定方法の詳細	
別添資料一覧	
備 考	
以上より、〇〇〇〇試験について社内試験のデータ活用を依頼します。 作成者	

- 備考1 この用紙の大きさは、J I S A 4とすること。
- 2 試験設備を借用等した場合は、借用等先の法人名等を記入すること。
- 3 使用した計測機器及び当該機器の校正実施日を記入すること。
- 4 第三者試験機関等に試験を依頼した場合は、当該試験機関が発行した試験成績書等を添付することができる。

別記様式4 (第3章第2関係)

型式適合評価方式変更届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所

氏 名 法人にあっては、その 印
名称及び代表者氏名

電話番号

- 1 種 別 (2以上の型式番号について届出のときには、適当な一括表とすること。)
- 2 型 式
- 3 型式番号

記

受 検 場 所		
型 式 適 合 評 価 方 式	旧	
	新	
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 日	年 月 日	
合 格 表 示 方 式		

添付書類

備考 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別表 1 (第 2 章第 4. 2 及び第 3 章第 3 関係)

検査設備

種 別	品 目	性 能	数 量
屋外警報装置 中継装置	関係法令	受託評価業務規程、ガイドライン、品質評価細則及び関係日本工業規格	1 式
	乱数表	J I S Z 9 0 3 1	1 部
	温湿度計		1 個
	※寸法測定器	ノギス、マイクロメータ等	1 式
	拡大鏡	倍率 (長さ) 約 5 倍	1 個
	反射鏡	歯科用平面歯鏡	1 個
	※ストップウォッチ	3 0 秒又は 6 0 秒計	必要数
	※絶縁抵抗計	5 0 0 V、許容誤差 ± 5 %	1 個
	※絶縁耐力試験器	当該絶縁耐力試験に適したものの、許容誤差 ± 2. 5 %	1 個
	検電器	当該絶縁耐力試験に適したもの	1 個
	回路計	J I S C 1 2 0 2 A 級	1 個
	※交流電圧・電流計	精度階級：0. 5 級	必要数
	※直流電圧・電流計	精度階級：0. 5 級	必要数
	電圧調整器	当該試験に適したもの	1 個
	※普通騒音計	J I S C 1 5 0 9 - 1 の A 特性時間重み付サウンドレベルメータの規定に適合するもの又はこれと同等のもの	1 個
	作動表示器	当該試験に適したもの	1 式
	附属装置試験器	当該試験に適したもの	1 式

- 備考 1 この表中計量法 (平成 4 年法律第 5 1 号) に基づき検定を受けるべきものは、すべて検定合格品であること。
- 2 この表中※印を付した検査設備は、規程第 2 2 条第 1 項の規定に基づき適時校正を行う必要があるものであることを示す。
- 3 校正が必要な検査設備については、その校正方法、校正の有効期限及び校正状態の識別を含む校正手順を定め、当該手順書及び校正記録を維持すること。

別表2 (第2章第7関係)

軽微変更として処理する事項

機能に影響を与えない部分の変更であり、試験の必要がなく、かつ簡易な書面審査により良否を判定できる事項であって、次表に掲げる例示事項とする。

例 示 事 項	
届出を必要とするもの	届出を必要としないもの
(1) 表示事項又はその表示位置 (取扱説明書を含む。) (2) 外箱の形状 (機能に影響のない場合に限る。)、構造 (機能に影響のない場合に限る。) 又は材質 (既承認で、かつ、承認された条件の範囲内で使用する場合に限る。) (3) 基板等の構造又は材質 (材質は既承認の場合に限る。) (4) 端子の形状、構造又は材質 (5) 主要部分 (外箱を除く。) の構造又は材質 (既承認の場合に限る。) (6) 部品の取付け方法 (7) 部品の定格、型式又は製造者 (既承認の部品であって、その部品が既承認の定格の範囲内の場合に限る。) (8) 半導体、抵抗、コンデンサ等 (定格が使用条件にあうものに限る。) (9) J I S、M I L等の規格で承認されている部品又はこれと同等以上のもの (10) 電池の変更 (承認された条件の範囲内で使用するものに限る。) (11) 電気回路の部分的な変更 (既承認の回路に限る。) (12) 主機能に影響のある附属装置の変更又は削除 (変更は既承認の電気回路等を用いる場合に限る。) (13) 主機能に影響のない附属装置の付加又は削除 (14) ノイズ対策等を目的とする部品の追加又は変更に伴う回路の一部変更 (15) 回路定数等の軽微な電気回路の変更に伴うもの (16) 取扱説明書に係る内容の変更 (第1章第7.5に該当する場合)	(1) ガイドライン又は細則で必要とする事項以外の表示事項の変更 (2) 表示事項の内容を変更しない範囲の変更 (3) プリント基板の厚さの変更 (厚くする場合) (4) 社内型番、社内型名、ロット記号又は符号の追加、削除及び変更 (5) 取扱説明書に係る内容の変更 (第1章第7.5に該当しない場合)

別表3（第3章第4.3(1)及び第3章第13.3関係）

品質管理上著しい不備の例

- 1 別表1に掲げる検査設備のうち、○印を付した検査設備の整備又は※印を付した検査設備の校正を行っていない。
- 2 軽微変更範囲を超える設計変更を行っているにもかかわらず、型式評価依頼等による型式取得の手続きを行っていない。
- 3 社内検査を実施していない。
- 4 最終検査において、規格値を外れた製品を適合と判定している。
- 5 型式適合評価の通知を待たずに製品の出荷を許可している。
- 6 1つ又は2つ以上の手順書を全く遂行していない。
- 7 事故、不具合又はそのおそれのあるものに関する報告を行っていない。
- 8 不良品が市場に流出した。

別表4 (第3章第7.1関係) 欠点表(例示)

致命欠点		第1欠点	第2欠点	第3欠点	
区 分	人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は消防用機器等の基本的機能を果たさないもの	致命欠点に該当しない消防用機器等の機能に重大な支障を生じるおそれのあるもの	致命欠点及び第1欠点に該当しないもので消防用機器等の機能を生じるおそれのあるもの、消防用機器等の構造(機能に支障を生じるおそれのないものに限る。)が型式承認されたもの、異なるもの又は使用に際し消防用機器等の機能に支障を生じるおそれのある表示に誤りがあるもの	致命欠点、第1欠点及び第2欠点に該当しない軽微な支障のあるもの	
	絶縁抵抗・絶縁耐力関係	① AC電源入力側と外箱との間が短絡状態である。	① 定格回路電圧が60Vを超える場合において、絶縁抵抗値が規定値未満である。 ② 定格回路電圧が60Vを超える場合、絶縁耐力試験において規定の時間耐えられない。	① 定格回路電圧が60V以下の場合において、絶縁抵抗値が規定値未満である。 ② 定格回路電圧が60V以下の場合、絶縁耐力試験において規定の時間耐えられない。	
	監視状態関係	① はじめから監視状態にならない。	① 初めから電池容量不足の表示又は警報音が作動状態である。	① 電池切れ警報の作動電圧が設計電圧範囲の上限值を超える。 ② 初めから附属装置が作動状態である。	
	一般機能関係	① 電池の寿命期限を満足しない消費電流が流れる。	① 電池切れ警報の作動電圧が設計電圧範囲の下限值未満である。 ② スイッチの操作において、再び火災信号を受信した場合、速やかに火災警報を発する状態にならない。 ③ 消費電流が設計値の105%を超える。(電池の寿命期限を満足しない場合を除く。)	① 電池容量不足の警報周期が設計値の±50%を外れる又は2分を超える。 ② 消費電流が設計値を超え設計値の105%以下である。(電池の寿命期限を満足しない場合を除く。) ③ 附属装置の機能に不良がある。	
共通	構造関係	① 火災警報を発しない(屋外警報装置の機能)又は火災信号を受信し、その信号を屋外警報装置又は、他の中継装置等に発信	① 機能(火災警報を発する回路を除く。)に影響のある部品取付等重不良がある。 ② 基板と本体が嵌合しない。	① 機能に影響のない部品取付等不良がある。 ② 基板と本体の嵌合に不良(がたつき、隙間等)がある。	

	しない(中継装置の機能)おそれのある断線、接触不良、部品の欠落その他の致命的な不良がある。		③ 機能に影響を及ぼすおそれのある箇所がある。	③ 部品取付等軽不良がある。 ④ 部品の寸法が公差をはずれる。 ⑤ 機能に影響を及ぼすおそれのない箇所がある。
外観・表示関係		① 火災警報を発するのに重大な支障を生じるおそれのある表示の誤記又は未記入がある。 ② 基板と本体が嵌合しない。 ③ 火災警報を発するのに影響のある部品に著しい変形がある。	① 火災警報を発するのに支障を生じるおそれのある表示の誤記又は未記入がある。 ② 附属装置に係る部品(端子、電線等)の欠落がある。	① 表示の誤記(火災作動に支障を生じるおそれのある場合を除く)未記入又は不鮮明なものがある。 ② 基板と本体の嵌合に軽微な不具合(がたつき、隙間等)がある。 ③ 外観の寸法が公差をはずれる。
屋外警報装置	① 火災信号を受信したとき、火災警報を発しない。 ② はじめから火災警報を発する状態である。 ③ 火災警報の音圧が50dB未満である。	① 火災警報の音圧が50dB以上規定値(公称音圧値を有するもの)にあつては、当該値をいう。以下同じ。)の80%未満である。	① 火災警報の音圧が規定値の80%以上規定値未満である。 ② 火災警報以外の音響を発するもので、当該音響が鳴動しない(音圧が50dB未満である。)	
中継装置	① 火災信号を受信し、その信号を屋外警報装置又は、他の中継装置に発信しない。 ② はじめから火災信号を発信状態である。			

この表における用語の意義は、次によるものとする。
 (1) 部品取付等重不良 部品に係る損傷若しくは過不足、配線に係る断線、接続不良、はんだ付忘れ、てんぷらはんだ若しくはラッピング不良(ゆるみ又は回復が3未満)その他不良をいう。
 (2) 部品取付等軽不良 部品の取付状態不良、配線状態不良、ゆるみ止め忘れ、配線に係るはんだ付不良(はんだ付忘れ及びてんぷらはんだを除く。)若しくはラッピング不具合(回数が3以上6未満)、ヒューズの容量違いその他の不良をいう。

別表5 抜取表
(1) 標準品質検査

ロットの大きさ	通常検査						少数検査							
	試料の大きさ	第1欠点		第2欠点		第3欠点		試料の大きさ	第1欠点		第2欠点		第3欠点	
		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re
1 ~ 8	2	↓		↓		↓		↓		↓		↓		
9 ~ 15	2			↓										
16 ~ 25	3	↓		0 1		↓		↓		↓		↓		
26 ~ 50	5			↑										
51 ~ 90	5	↓		↑		1 2		↓		↑		↓		
91 ~ 150	8			↓		2 3								
151 ~ 280	13	0 1	1 2	3 4	5	↓		↓		↓		↓		
281 ~ 500	20	↑	2 3	5 6	5									
501 ~ 1,200	32	↓	3 4	7 8	5	↓		↓		↓		1 2		
1,201 ~ 3,200	50	1 2	5 6	10 11	8									
3,201 ~ 10,000	80	2 3	7 8	14 15	8	↓		↓		↓		↓		
10,001 ~ 35,000	125	3 4	10 11	21 22	8									
35,001 ~ 150,000	200	5 6	14 15	↑	13	0 1	1 2	3 4						

↓ : 矢印の下方の最初の抜取方式を用いる。試料の大きさがロットの大きさ以上になれば全数検査する。(以下同じ)

↑ : 矢印の上方の最初の抜取方式を用いる。(以下同じ)

Ac : 合格判定数 (以下同じ)

Re : 不合格判定数 (以下同じ)

(2) 高水準品質 I 検査

ロットの大きさ	通常検査						少数検査							
	試料の大きさ	第1欠点		第2欠点		第3欠点		試料の大きさ	第1欠点		第2欠点		第3欠点	
		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re
1 ~ 8	2	↓		↓		↓		2	↓		↓		↓	
9 ~ 15	2	↓		↓		↓		2	↓		↓		↓	
16 ~ 25	2	↓		↓		↓		2	↓		↓		↓	
26 ~ 50	2	↓		↓		↓		2	↓		↓		↓	
51 ~ 90	2	↓		0 1		↓		2	↓		↓		↓	
91 ~ 150	3	↓		↓		1 2		2	↓		↓		↓	
151 ~ 280	5	0 1		↓		2 3		2	↓		↓		↓	
281 ~ 500	8	↑		1 2		3 4		2	↓		↓		↓	
501 ~ 1,200	13	↓		2 3		4 5		2	0 1		↓		↓	
1,201 ~ 3,200	20	↓		3 4		6 7		3	↓		↓		↓	
3,201 ~ 10,000	32	1 2		4 5		8 9		3	↓		↓		↓	
10,001 ~ 35,000	50	2 3		6 7		10 11		3	↓		↓		1 2	
35,001 ~ 150,000	80	3 4		8 9		↑		5	0 1		↓		2 3	
								8			1 2			

(3) 高水準品質Ⅱ検査

ロットの大きさ	通常検査						少数検査													
	試料 の 大 き さ	第1欠点		第2欠点		第3欠点		試料 の 大 き さ	第1欠点		第2欠点		第3欠点							
		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re						
1 ~ 8	2	↓		↓		↓		↓		↓		↓		↓						
9 ~ 15	2																			
16 ~ 25	2																			
26 ~ 50	2																			
51 ~ 90	2															0	1	↓		2
91 ~ 150	2															↓				1
151 ~ 280	3	0	1	↓		2	3	2												
281 ~ 500	5	↑				1	2	3	4	2	↓		↓							
501 ~ 1,200	8			2	3	4	5	2	0	1										
1,201 ~ 3,200	13	↓		3	4	6	7	2	↓		1		2							
3,201 ~ 10,000	20			1	2	4	5	8			9	3	↓		↓					
10,001 ~ 35,000	32	2	3	6	7	10	11	3	↓		1				2					
35,001 ~ 150,000	50	3	4	8	9	↑		3			0	1	↓		2		3			
									5		1				2					

(4) 品質水準強化 I 検査

ロットの大きさ	通常検査						少数検査														
	試料 の 大 き さ	第 1 欠点		第 2 欠点		第 3 欠点		試料 の 大 き さ	第 1 欠点		第 2 欠点		第 3 欠点								
		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re							
1 ~ 8	2	↓		↓		↓		↓		↓		↓									
9 ~ 15	2					0 1								2							
16 ~ 25	3					↓								2							
26 ~ 50	5					↓								3							
51 ~ 90	5					0 1								↓		3					
91 ~ 150	8					↓								1 2		3					
151 ~ 280	13					↓								2 3		5					
281 ~ 500	20					0 1								1 2		3 4		5			
501 ~ 1,200	32					↓								2 3		5 6		5		0 1	
1,201 ~ 3,200	50					↓								3 4		8 9		8		↓	
3,201 ~ 10,000	80	1 2		5 6		12 13		8		↓											
10,001 ~ 35,000	125	2 3		8 9		18 19		8		1 2											
35,001 ~ 150,000	200	3 4		12 13		↑		13		2 3											
								20		0 1		1 2		3 4							

(5) 品質水準強化Ⅱ検査

ロットの大きさ	通常検査						少数検査																		
	試料 の 大 き さ	第1欠点		第2欠点		第3欠点		試料 の 大 き さ	第1欠点		第2欠点		第3欠点												
		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re											
1 ~ 8	2	↓		↓		↓		↓																	
9 ~ 15	2													0 1		↓		2							
16 ~ 25	3															0 1		2							
26 ~ 50	5													↓		↓		3							
51 ~ 90	5																	3							
91 ~ 150	8																	0 1		3					
151 ~ 280	13													↓		1 2		5		↓					
281 ~ 500	20															2 3		5							
501 ~ 1,200	32													0 1		1 2		3 4						5	
1,201 ~ 3,200	50													↓		2 3		5 6						8	
3,201 ~ 10,000	80	3 4		8 9		8																			
10,001 ~ 35,000	125	1 2		5 6		12 13		8		0 1		↓													
35,001 ~ 150,000	200	2 3		8 9		18 19		13		1 2															
								20		2 3															
								32		0 1		1 2		3 4											

別表6 切替スコア用抜取表 (AQLが1段きびしい標準品質検査)

ロットの大きさ	通常検査						
	試料の大きさ	第1欠点		第2欠点		第3欠点	
		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re
1 ~ 8	2						
9 ~ 15	2						
16 ~ 25	3						
26 ~ 50	5						
51 ~ 90	5						
91 ~ 150	8					1	2
151 ~ 280	13					2	3
281 ~ 500	20			1	2	3	4
501 ~ 1,200	32			2	3	5	6
1,201 ~ 3,200	50			3	4	7	8
3,201 ~ 10,000	80	1	2	5	6	10	11
10,001 ~ 35,000	125	2	3	7	8	14	15
35,001 ~ 150,000	200	3	4	10	11	21	22

I S O 国際会議報告

ISO/TC21 国際会議報告

警報設備部感知設備課
主任検定員 巴 正博

1. はじめに

ISO の 専 門 委 員 会 (TC : Technical Committee) 計324 (解散、休止中を含む。2017年3月現在) のうちの1つである TC 21 (消防器具) の国際会議は、傘下の各 SC (Sub committee) の活動状況及び他の機関等とのリエゾン報告等を行うために、毎年開催国を変更して行われ、今年は、ロシア (サンクトペテルブルク) で開催されました。

また、今年は、同時期に同じ会場において SC3 (火災感知及び警報システム)、SC5 (水を使用する固定消火設備)、SC6 (泡・粉末消火剤及び泡・粉末消火剤を使用する消火設備)、SC8 (ガス消火剤及びガスを使用する消火設備) 及び SC11 (煙制御システム) の国際会議が開催されました。

2. 場所

会場 : Peter the Great St. Petersburg
Polytechnic University
(サンクトペテルブルク工科大学)

3. 日時

2019年9月6日 (金) 9:30~11:30

4. 出席者 (日本)

島村氏 (消防庁予防課)、阿部氏 (SC3 国内委員長)、吉葉氏 (SC5国内委員長)、小川氏 (SC6国内委員長)、井上氏 (SC5/WG8国内主査)、外野氏 (TC21国内事務局)、巴 (検定協会)、君和田氏 (通訳)

【参加国】

オーストラリア、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ、ロシア、キプロス、イタリア、中国、韓国、日本 計11カ国 (39名)

5. 議事概要

会議は、次のとおり行われた。

(1) 開会

議長 (Keith Shinn) から開会の挨拶があった。

(2) 出席者の確認

出席者リストの記入及び自己紹介。

(3) 決議事項編集委員の任命

Peter Thomas 氏 (ANSI) と Mark Hopkins 氏 (ANSI) が ISO/TC21 の決議事項編集委員に任命された。

(4) 議事次第 (案) の承認

議長が作成した議題 (案) が承認された。

(5) 前回 ISO/TC21 シカゴ会議 (2018 年開催) の決議事項の確認

2018 年に開催された ISO/TC21 シカゴ会議の決議事項の確認を行った。

(6) ISO 行動規範について

議長から、ISO 行動規範について説明があった。

(7) ISO/TC21 国際事務局報告

事務局より、各 SC のコンビーナの任期と各 SC が取り組んでいる規格の改正状況について報告があり、当該報告書が承認された。

(8) リエゾン報告

ISO/TC21 と連携している下記のリエゾン先から公式なリエゾン報告がなかったが、今後も継続的にリエゾンを維持することの必要性等について議論があった。

① TC8/SC1 については、現在、リエゾンを継続しているため取り消し線を消し、リエゾン関係を継続することにす。

② ISO/TC92/SC4 Fire safety engineering については、SC6、SC8、Active Fire Protection System 等で関係している。火災

リスク計算等にも関連するので、TC21 としてリエゾンを継続すべきである。ISO/TC21 とのリエゾンはかなり大規模な作業であり、いったん持ち帰って、関連性を検討することとなった。

③ EUROFEU については、SC3 はリエゾンを継続しないとの報告があった。

④ ISO/TC8/SC1 の「Life saving and fire protection」の名称が最近変更されたとの指摘があり、確認することとなった。

【リエゾン先リスト】

ア ISO/TC21 へのリエゾン

- ・ IEC/TC79 Alarm and electronic security systems (w. SC3)
- ・ ISO/TC43/SC1 Noise (w. SC3)
- ・ ISO/TC58/SC2 Cylinder fittings (w. SC8)
- ・ ISO/TC58/SC3 Cylinder Design (w. SC2, SC5, SC8)
- ・ ISO/TC92/SC4 Fire safety engineering (w. SC3, SC5, SC 11)
- ・ ISO/TC153 Valves (w. SC5)

イ ISO/TC21 からのリエゾン

- ・ ISO/TC8/SC1 Life saving and fire protection
- ・ ISO/TC58 Gas Cylinders (w. SC8)
- ・ ISO/TC58/SC3 Cylinder Design (w. SC2)

- ・ ISO/TC92/SC4 Fire safety engineering (w. SC 3, SC 5, SC 11)
- ・ ISO/TC153 Valves (w. SC 5)

ウ 国際機関等とのリエゾン

- ・ EUROFEU
- ・ EURALARM
- ・ ILO
- ・ UNECE

(9) 各 SC からの報告

① SC2 (携帯用消火器)

SC2では、過去2年間で会議を開催していないことが報告されたのに対して、ISO/TC21事務局から、作業中のプロジェクトがあるはずなのに活動していないのか、また、コンビーナの決まっていない作業部会 (WG : Working Group) もあることについて指摘があるなど、今後の活発な作業が期待された。

② SC3 (火災感知及び警報システム)

SC3議長から、下記について報告があった。

- ・ 2019年9月4日に開催し、23名が出席したこと。
- ・ SC5の電気制御式スプリンクラーとの接続等を包含するため、ISO7240-13 (機器の相互接続性の評価) の適用範囲を変更する予定であること。
- ・ WG24 (ビデオ火災感知器) で ISO7240-29 (ビデオ火災感知

器)、TS7240-30 (ビデオ火災感知器の設置基準) の改定作業が順調に進行中であること。

- ・ CEN/TC72から欧州規格の新たな製品認証方法 (OPEN DESCRIPTORS) について紹介があったこと。

③ SC5 (水を使用する固定消火設備)

SC5議長から、下記について報告があった。

- ・ 2019年9月5日に開催し、20名が出席したこと。
- ・ スプリンクラー規格の統合及びバルブ規格の統合が進行中であること。
- ・ 耐震性に関する要求事項を作成すること。

④ SC6 (泡・粉末消火剤及び泡・粉末消火剤を使用する消火設備)

- ・ ISO excellence award として SC6メンバーの3名が受賞したこと。

⑤ SC8 (ガス消火剤及びガスを使用する消火設備)

- ・ 2019年9月5日に開催し、30名が出席したこと。
- ・ キッチンシステムについては、TC8/SC1/WG3との船舶関係としてリエゾンを継続すること。

⑥ SC11 (ガス消火剤及びガスを使用する消火設備)

- ・ 2019年9月4日に開催したこと。
- ・ ISO21927-3 (煙及び熱排出の

- 動力換気装置の仕様)の改定作業は、技術的な変更のための手順が必要になり、制定が予定より遅れる場合があること。
- (10) サンクトペテルブルク工科大学の紹介
Vitalii Sergeev 氏よりサンクトペテルブルク工科大学を紹介するプレゼンがあり、議長から代表して謝辞が述べられた。
- (11) ISO 専門業務用指針の最近の変更
- ① 事務局の名称が「Committee Secretary (委員会事務局 (又は幹事)) から「Committee Manager (委員会マネージャー)」に変更されること。
- ② BSI では、ISO 規格の国内規格としての取り込み (共通規格として採用するかどうかも含めて) を 2030年までに決めないといけないこと (国際的に共通する規格として運用可能かどうかなど)。ISO 事務局から各国にヒアリングをしているが、BSI でもビジョンやミッションについても議論している状況であることが報告された。
(DRAFT of ISO strategy 2030)
- (12) TC 21 ビジネスプランについて
TC 21のビジネスプランは2016年以降、更新されていない。次回、この修正について議論するため、コメントを求めること。
- (13) 次回の会議について
今回は、中国 (上海) で、2020年 9月 7～11日に開催されることが決定した。
- (14) 決議事項の承認
本会議における次の決議事項が会議中にまとめられ、承認された。
- 【決議事項154 (St. Petersburg 2019)】
ISO/TC21は、会場、ランチ、ディナーイベント及びテクニカルツアー等に関してサポートをしてくれた Gefest Enterprise Group、Argus-Spectrum International 及びサンクトペテルブルク工科大学に感謝する。
- 【決議事項155 (St. Petersburg 2019)】
ISO/TC21は、会議の議題案 (N699) を承認した。
- 【決議事項156 (St. Petersburg 2019)】
ISO/TC21は、2018年のシカゴ会議の決議事項 (N678) を確認した。
- 【決議事項157 (St. Petersburg 2019)】
ISO/TC21は、事務局報告 (N700) を承認した。
- 【決議事項158 (St. Petersburg 2019)】
ISO/TC21は、ISO/TC92/SC4とのリエゾン関係を確立することを承認した。また、TC21/SC5事務局を、リエゾン委員とすることに承認した。
- 【決議事項159 (St. Petersburg 2019)】
ISO/TC2 は、SC2、SC3、SC5、SC6、SC8及び SC11の報告を承認した。
- 【決議事項160 (St. Petersburg 2019)】

ISO/TC21及び各 SC は、ISO 行動規範を受け入れ、遵守することに同意する。

【決議事項161 (St. Petersburg 2019)】

ISO/TC21は、ISO 専門業務用指針の最近の変更に関する文書がオンラインで入手可能であり、委員会のメンバーは参考にする必要がある。

【決議事項162 (St. Petersburg 2019)】

ISO/TC21は、各 SC に配布された現行ビジネスプランについて再検証し、修正等のコメントは、次の会

議で議論し見直すこととした。

【決議事項163 (St. Petersburg 2019)】

ISO/TC21は、事務局等が会議等の参加者を正確に把握するために、今後、ISO オンライン登録を使用する必要があることに同意する。

【決議事項164 (St. Petersburg 2019)】

ISO/TC21は、中国 (SAC) の招待を受け入れ、中国の上海で次の国際会議及び SC 会議を開催する。期間は2020年9月7～11週の予定。

(15) 閉会

ISO/TC21/SC3国際会議等報告

警報設備部感知設備課

主任検定員 巴 正博

1. はじめに

11:00～14:20

ISO/TC21/SC3は、ISOの専門委員会(TC: Technical Committee)の1つであるTC 21(消防器具)の傘下の分科会(SC: Sub Committee)であり、「火災感知及び警報システム」に関連する国際規格について議論しており、毎年、国際会議が開催されている。

・WG13: 2019年9月2日(月)

9:10～13:30

・SC3: 2019年9月4日(水)

9:30～14:30

また、今年、SC3の作業部会(WG: Working Group)のうち、WG1(試験火災)、WG3(住宅用煙警報器)及びWG13(機器の相互接続性の評価)の国際会議がSC3国際会議と同時期に同じ会場において開催された。

4. 概要

(1) ISO/TC21/SC3/WG1(試験火災)国際作業部会

【出席者(日本)】

阿部 SC3国内委員長(ニッタン㈱)

土肥 WG1主査(ホーチキ㈱)

永田 WG3主査(能美防災㈱)

巴(日本消防検定協会)、林氏(通訳)

【参加国】

オーストラリア、イギリス、アメリカ、

中国、日本 計5ヵ国(12名)

【開催経緯】

WG1は、熱、煙及び炎の感知器の試験火災方法等を規定した技術仕様書TS7240-9(試験火災)に関する作業部会である。当該技術仕様書に規定する試験火災方法については、各感知器規格においても規定されており内容が重複する

2. 場所

会場: Peter the Great St. Petersburg

Polytechnic University

(サンクトペテルブルク工科大学)

3. 日時

・WG1: 2019年9月3日(火)

9:00～11:00

・WG3: 2019年9月3日(火)

ため、近年、当該技術仕様書としてのあり方（廃止するか、存続させるのかなど）が問われるようになった。そこで、技術仕様書（TS7240-9）を廃止するのではなく、各感知器規格で規定されている試験火災を優先することを明確にするため、カタログ程度の位置づけとなる技術報告書（TR7240-9）として残すことがシカゴ会議（2018年開催）のSC3国際会議で決議された。

また、同時に技術報告書とするための国際作業部会（WG1）が再設立（2018年9月）され、技術報告書制定まで36カ月となるプロジェクトがスタートされた。なお、当該国際作業部会のコンビーナは阿部氏（ニッタン株）が務め、今回、設置後初の国際作業部会を開催することとなった。

【議事概要】

会議は、2019年6月に配布された作業原案（WD：Working Draft）に基づいて議論された。

当該WDは、各感知器規格から引用した試験火災箇所を明確にするため、当該引用箇所を点線枠で囲うなど整理された。しかし、引用元の各感知器規格に誤記や修正点等があることについて各国から指摘があり、引用元の各感知器規格を整理することとなった。また、試験火災で用いられる治具としてCO測定器やTF2（木材のくん焼火災）等に使用されるホットヒーターの詳細な仕様を規定す

るべきとの意見があり、CO測定器については、EN規格を参考に規定することとなった。

(2) ISO/TC21/SC3/WG3（住宅用煙警報器）国際作業部会

【出席者（日本）】

阿部 SC3国内委員長（ニッタン株）

永田 WG3主査（能美防災株）

巴（日本消防検定協会）、林氏（通訳）

【参加国】

オーストラリア、イギリス、中国、日本 計4カ国（11名）

【開催経緯】

WG3は、ISO12239（住宅用煙式警報器）の規格検討を行う作業部会で、当該規格は2010年に第2版が発行され、第3版の発行を目指して2018年2月に改訂作業が開始されている。現在の改定作業は、2019年9月11日までに国際規格原案（DIS：Draft International Standard）として登録するためのWDについて検討しており、今回は、当該WDを検討するため国際作業部会が開催された。

【議事概要】

会議は、2019年8月に配布されたWDに基づいて議論された。本規格の住宅用煙式警報器は、各国でその製品仕様が異なるため、当該仕様に係る条文については、各国から様々な意見があった。例えば、警報器の音響停止機能については、本規格では、火元の警報器を離れたとこ

ろから停止することが可能であるが、日本では火元の警報器の音響停止は火元の警報器でしか停止できないこととなっている。一方、中国では、リモコン等により火元の警報器の音響についても停止できる仕様になっている。こうした各国の意見を踏まえ、音響停止機能については、「警報器の近くで火災が発生していないことを確認するまで停止（リモコンを操作するなど）してはならない。」ことを指摘することが規定された。

また、温度試験（高温）の温度条件については、他の感知器規格や EN14604 規格に合わせて 40℃ から 55℃ に変更された。

今後の DIS 登録については、WD に規定する無線式の連動型に関する試験方法が、引用元の EN14604 規格において、現在、検証中であるため、EN14604 規格が正式に発行された後に DIS 登録することになった。

(3) ISO/TC21/SC3/WG13（機器の相互接続性の評価）国際作業部会

【出席者（日本）】

阿部 SC3 国内委員長（ニッタン 榊）

安彦 WG13 主査（ホーチキ 榊）

巴（日本消防検定協会）、林氏（通訳）

【参加国】

オーストラリア、イギリス、イスラエル、中国、日本 計 5 カ国（10 名）

【開催経緯】

WG13 は、ISO7240-13（機器の相互接

続性の評価）の規格検討を行う作業部会で、当該規格は 2005 年に制定され、2017 年に EN54-13 が制定されたことを受け、第 2 版発行を目指して、2018 年 2 月に改定作業が開始された。今回は、当該 WD について検討するため、国際作業部会が開催された。

【議事概要】

本会議は、2019 年 6 月に配布された WD に基づいて議論がされた。本規格は、火災感知や火災警報システムに関するコンポーネントの互換性と接続性評価のための要求事項を規定しており、また、火災感知や火災警報システムが他のシステムと接続される時の整合性に関する要求事項も規定している。そのため、規格内の定義や文言が日本国内のどのようなシステムや機器等に該当するかを確認するため、規格の文言等の解釈について、日本からいくつか質問し議論が進められた。

日本からの質問は、本規格で構成するシステム全体を、フィールドレベル、制御レベル、管理レベル（field level、control level、management level）の 3 つのレベルに場合分けし、それぞれのレベル間をネットワークで接続されていることを想定していることについて、「管理レベル」とは具体的にどのような装置が該当するのか、また、ネットワークには公共の無線通信等が該当するのか質問したところ、レベルについては、フィールドレベル：感知器、発信機、スピーカー

等、制御レベル：受信機、放送設備（操作部）等、管理レベル：総合操作盤等が該当することが確認できた。なお、ネットワークについては、火災信号や故障信号等の送信時間が20秒以内に送信することと規定されていることや、コントロールが困難であることから、公共の無線設備は必然的に除外されることが確認できた。

また、電気制御式スプリンクラーについて受信機との接続や制御等に関して7240シリーズでも取り扱えるようにとのSC5からの提案に対しては、7240-13の適用範囲で明確にすることが決議された。

(4) ISO/TC21/SC3（火災感知及び警報システム）国際分科会

【出席者（日本）】

島村国際規格対策官（消防庁）
阿部 SC3国内委員長（ニッタン㈱）
土肥 WG1主査（ホーチキ㈱）
永田 WG3主査（能美防災㈱）
安彦 WG13主査（ホーチキ㈱）
巴（日本消防検定協会）、林氏（通訳）

【参加国】

オーストラリア、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ、ロシア、中国、韓国、日本 計9ヵ国（23名）

【開催経緯】

SC3は、27の作業部会が設立（解散中のWGを含める。）されており、各WGにおける進行中のプロジェクトに関する

進捗状況の報告、他の機関等とのリエゾン報告及び分科会として必要な決議等を行うために毎年国際会議が開催される。

【議事概要】

会議は、議事次第に従い次のとおり行われた。

①. 事務局報告（N1108）

事務局から、SC3登録国の報告、他組織とのリエゾンメンバーの紹介及び活動中のWG等について報告された。

②. 現在進行中のプロジェクトに関する報告

②-1 WG1報告

TR7240-9（試験火災）の改定作業は、WD検討のために2019年9月3日にサンクトペテルブルクで作業部会を開催した。本規格は、他の感知器規格の誤記等の修正が必要な箇所が見いだされたため、当該誤記等を10月末までに修正することが提案された。11月中に2回目のWDを配布しコメントを収集する予定であることが報告された。

②-2 WG3報告

ISO12239（住宅用煙式警報器）の改定作業は、WD検討のために2019年9月3日にサンクトペテルブルクで作業部会を開催した。今後のDIS登録については、無線式の連動型に関する試験方法をEN14604と整合させるため、EN14604規格が正式

に発行された後に DIS 登録（延長）することが提案された。また、本規格の煙感度区分を他の煙濃度が関連する規格で反映することが提案された。

②-3 WG6報告

ISO7240-17（伝送路分離器）の改定作業は、DIS 投票が2019年3月22日に終了した。

②-4 WG13報告

ISO7240-13（機器の相互接続性の評価）の改定作業は、WD 検討のために2019年9月2日にサンクトペテルブルクで作業部会を開催した。7240シリーズの機器等が SC5で取り扱っている電気制御式スプリンクラーとの接続や制御等について規定できるように、当該規格の適用範囲を変更することが報告された。

②-5 WG15報告

ISO7240-3（音響警報装置）の改定作業は、現在 DIS 投票中（～2019年10月9日）であることが報告された。

②-6 WG24報告

TS7240-30（ビデオ火災感知器の設置基準）の制定作業は、Web 会議を頻繁に行うなど2019年中にはプロジェクトが終了予定であることが報告された。

③. リエゾン報告

③-1 ISO/TC92/SC4（火災安全工

学）とのリエゾンメンバーとして SC3の Slava Shargorodsky 氏が任命され、ISO/TC92/SC4の委員として同氏が追加されることとなった。

③-2 CEN/TC72委員長から欧州規格の新たな製品認証方法（OPEN DESCRIPTORS）の概要について説明があった。

④. プロジェクト以外の委員会決議事項

④-1 ISO7240-25（無線接続式機器）のプロジェクトは、SC3シカゴ会議（2018年 決議事項 N320）において EN 54-25が完成するまで、延期されることになったため、WG22を解散することとなった。

④-2 WG13及び WG15は、プロジェクトが進行中のためコンビーナの任期をさらに3年間更新することとなった。

④-3 最近、リエゾン報告がない「EUROFEU」とのリエゾン関係を解消することが提案された。

⑤. 今後の作業項目

⑤-1 ISO7240-7（煙式感知器）及び7240-27（CO+煙+熱感知器）については、規格内に誤記等が散見するため改定作業を開始し、ISO12239で追加された感度区分についても WG6において検討し、36ヶ月以内に作業を完了することとなった。

- ⑤-2 ISO7240-14（設計、設置、性能検証及び保守）は、CEN/TS54-14に合わせて改定するためWG5を再設立し、36ヶ月以内に作業を完了することとなった。
- ⑤-3 TS7240-29（ビデオ火災感知器）は、国際規格ISOへ格上げすることとなった。
- ⑥. 次回の国際会議について
今回は、2020年9月7～11日に中国（上海）で開催予定である。
- ⑦. 決議事項
- N333 SC3は、EUテストラボからの情報を考慮して、ISO12239のプロジェクト期間を36カ月から48カ月に変更することに同意した。
- N334 SC3は、7240シリーズに適合する機器だけでなく、他のISOの防火機器も使用できるよう、7240-13の適用範囲を明確にすることに同意しました。また、CDをスキップし、DIS投票に進むことにSC3は同意した。
- N335 SC3は、ISO/TC92/SC4とのリエゾンを保持し、Slava Shargorodsky氏をリエゾンメンバーとして任命することに同意した。
- N336 SC3は、ISO7240-25のプロジェクトの中止により、WG22を解散することに同意した。
- N337 SC3は、WG13及びWG15のキースシン氏のコンビーナ期間を3年間延長した。
- N338 SC3は、EUROFEUとのリエゾンを中止することに同意した。
- N339 SC3は、ISO12239に合わせるため感度区分に係る検討を始めるため7240-7を改訂することに同意した。
- N340 SC3は、ISO12239に合わせるため感度区分に係る検討を始めるため7240-27を改訂することに同意した。
- N341 SC3は、CEN/TS54-14に合わせて7240-14を改訂することに同意した。また、WG5を再設立し、キースシン氏をコンビーナに任命します。
- N342 SC3は、EN54-1の改訂が完了したら改訂を開始するために、7240-1を予備作業項目に入れることに同意しました。
- N343 SC3は、7240-12を改訂することに同意しました。
- N344 SC3は、定期見直し（規格採用国が5か国未満の場合、当該規格は廃止する。）の結果の誤りに注目し、ISO7240-15を再承認することに同意しました。なお、規格採用国はオーストラリア、ベラルーシ、ニュージーランド、南アフリカ、英国、

オーストラリアの5か国以上で
基準を満たしている。

⑧. 閉会

以上

ISO/TC21/SC5国際会議報告

SC5分科会 吉葉 裕毅雄

はじめに

第42回 ISO/TC21/SC5（水を使用する固定消火設備）ロシア会議について報告する。

1 会議の概要

SC5でのロシアは、2014年9月の第37回ベルリン会議において、規格案「電気起動式スプリンクラー」を提案して以来、ほぼ毎年国際会議に参加しており、2015年にはTC21神戸会議において同規格案のプレゼンを行っている。今回の会議は、連邦技術規則・計量庁（The Federal Agency for Technical Regulation and Metrology（GOST-R））の招待によるもので、ゲフェストエンタープライズグループ社がコーディネーターを務めた。同社は「電気起動式スプリンクラー」のメーカーである。

1.1 日時

2019年9月3日（火）～5日（木）

1.2 場所

ロシア サンクトペテルブルク
サンクトペテルブルク工科大学

1.3 参加者（敬称略）

議長：Scott Franson（Minimax-Viking、アメリカ）

事務局：Peter Thomas（PETER THOMAS CONSULTING（元 Victaulic）、アメリカ）

アメリカ：Kerry Bell（UL）

Claude Bosio（FM）

Kevin Hall（NFSA）

Kurt T.Werner（3M）

ドイツ：Frank Bzdega（Vds）

Jürgen Teschner（JOB）

Peter Kempf（Minimax-Viking）

ルクセンブルク：

Chris Gill（Minimax-Viking）

イスラエル：Reuben Perez（BERMAD）

ロシア：Leonid Tanklevskiy（Geffest）

Mikhail Peganov（Geffest）

Sergey Kopylov（GOST-R）

イギリス：Stuart Lloyd（Zurich）

Robert Thilthorpe（FIA）

韓国：Yong-Hwan Park（Hoseo Univ.）

日本：吉葉 裕毅雄（日本消火装置工業会）

佐々木 寛（日本消防検定協会）

外野 祐一（TC21事務局）

君和田 貴子（通訳）

2 議事概要

2.1 挨拶と自己紹介

議長の挨拶、出席者の自己紹介、主催者として L.Tanklevskiy 氏からの挨拶が行われた。

決議2019-1

ISO/TC21/SC5は、会場の提供、ミーティングのアレンジ、ランチ、ディナーイベント、ツアーと TC21および分科会ミーティングへの素晴らしいサポートに対して、ゲフェストエンタープライズグループ、アーガススペクトラムインターナショナル、サンクトペテルブルク工科大学に感謝する。特に特別な会場の準備と支援に対し Dr.Leonid Tanklevskiy に感謝する。

※アーガス社へのテクニカルツアーが9/3に行われた。

2.2 議事次第案の承認

議事次第案 (N869) を承認した。

決議2019-2

ロシア・サンクトペテルブルクでの第42回 SC5会議で修正された議事次第案 (N869) を承認する。

2.3 編集委員の任命

C.Gill 氏、C.Bosio 氏、P.Kempf 氏の3名を編集委員に任命した。

2.4 前回会議議事録案の承認

昨年シカゴ会議の報告書案 (N866)

を承認した。

決議2019-3

第41回国際 ISO/TC21/SC5会議の報告書案 (N866) を承認する。

2.5 規格の状況

事務局が、文書状況 (N873) により SC5の規格および規格案の現状を説明した。概要は表-1のとおり。

2.6 ISO 業務指針の変更点等

事務局が以下の説明を行った。

- ・Pメンバー（業務に積極参加し、投票および会議への貢献の義務がある）にオーストリアとチェコが加わり、21か国になった。
- ・Oメンバー（文書受領と会議参加の権利を有するオブザーバー）にオーストラリア、セルビア、スロバキア、アイスランド、アイルランド、モンゴルが加わり、18か国になった。
- ・事務局の名称が“セクレタリー”から“コミッティーマネージャー”へ変更された。
- ・リエゾン（効率的な規格開発のために連携している、業務内容の類似した関係機関）の承認方法について。
- ・行動規範（Code of conducts : ISO 参画者の心得的な文書）について。

2.7 リエゾンレポート

各リエゾン担当者が状況を説明し、リ

表-1 N873による規格と規格案の状況(2019年9月3日現在)

パート	WG	状況
Part 1 - スプリンクラー	9	・ステージ30.60 (委員会段階・コメント/投票結果要約の回付) ・CD投票が終了した。
Part 2 - 湿式アラーム弁	10	・ステージ90.93 (見直し段階・国際規格の承認) ・定期見直し投票が終了し、承認された (2018/09/20)。
Part 3 - 乾式弁	10	・ステージ90.93 (見直し段階・国際規格の承認) ・定期見直し投票が終了し、承認された (2018/07/06)。
Part 4 - 急速開放装置	10	・ステージ60.60 (発行段階・国際規格の発行) ・2019/02/26に第2版が刊行された。
Part 5 - デリュージ弁	10	・ステージ90.93 (見直し段階・国際規格の承認) ・定期見直し投票が終了し、承認された (2018/09/20)。
Part 6 - 逆止弁	10	・ステージ40.99 (照会段階・FDIS 登録の承認) ・DIS を FDIS 登録することを承認した。
Part 7 - ESFR スプリンクラー	9	・ステージ40.99 (照会段階・FDIS 登録の承認) ・DIS を FDIS 登録することを承認した。
Part 8 - 予作動式乾式アラーム弁	10	・ステージ60.60 (発行段階・国際規格の発行) ・2019/05/29に第2版が刊行された。
Part 9 - ウォーターミストノズル	9	・ステージ90.93 (見直し段階・国際規格の承認) ・定期見直し投票が終了し、承認された (2015/11/19)。 ・2020/10/15から定期見直し投票が行われる予定。
Part 10 - 住宅用スプリンクラー	9	・ステージ90.20 (見直し段階・国際規格の定期見直し) ・2019/09/02期限の定期見直しが2019/04/15に開始された。
Part 11 - パイプハンガー	11	・ステージ60.60 (発行段階・国際規格の発行) ・2019/05/29に第2版が刊行された。
Part 12 - グループドエンドコンポーネント	11	・ステージ60.60 (発行段階・国際規格の発行) ・2019/04/25に第3版が刊行された。
Part 13 - EC スプリンクラー	9	・ステージ60.60 (発行段階・国際規格の発行) ・2017/02/24に初版が刊行された。 ・2022/01/15から定期見直し投票が行われる予定。
Part 14 - ウォーターズプレーノズル	9	・ステージ60.60 (発行段階・国際規格の発行) ・2019/02/04に初版が刊行された。
Part 16 - ポンプ逃し弁	10	・ステージ30.60 (委員会段階・コメント/投票結果要約の回付) ・CD投票が2019/04/29から2019/06/24で行われた。
Part 17 - 調圧弁	10	・ステージ30.60 (発行段階・国際規格の発行) ・CD投票が2019/04/29から2019/06/24で行われた。
Part 18 - フレキシブルスプリンクラーホース	11	・ステージ30.99 (委員会段階・DIS 登録の承認) ・CD を DIS 登録することを承認した。

※ Part 15 - 電気起動式スプリンクラーは Part1統合規格で扱うためキャンセルされた。

エゾンの必要性等を審議した。

2.7.1 EUROFEU

このリエゾンは以前から活動がないため、今後リエゾンを続けるか問いかけることにした。

決議2019-4

EUROFEU へ彼らの望むリエゾンス
テータスを決定するよう連絡する。

2.7.2 TC21/SC6

リエゾンは継続するが、SC5のリエゾン担当者が活動を継続できなくなったため、事務局が後任を探すことにした。

決議2019-5

TC21/SC6とのリバースリエゾンを確
立する。

2.7.3 TC21/SC3

リエゾン担当者が、SC5の電気起動式スプリンクラーに関連する SC3/WG13の動向を報告した。

2.7.4 TC92/SC4 (火災安全工学)

TC92/SC4のセクレタリレポートをSC5が共有できるようにSC5事務局が働きかけることにした。

決議2019-6

TC92/SC4へのリエゾンに P.Thomas
を任命する。

2.7.5 TC153 (バルブ)

TC153の文書をSC5メンバーが閲覧できるように働きかけ、TC153へのコメント提出方法を検討することにした。

決議2019-7

全てのリエゾンレポートを承認する。

2.8 WG9 (スプリンクラー) の議事

2.8.1 6182-7 ESFR スプリンクラー

2015年12月のDIS投票コメント(N734)に対する審議を行い、DIS(N711)を修正してFDIS登録することにした。主な内容は以下のとおり。

- ・ESFRには上向き型がないため、上向き型を対象とした部分を削除した。
- ・これまでスコープに記述があるのみであった流量定数K240に関連する試験方法を追加した。
- ・感度指数RTIが規定値の36を超えても、50を超えず、かつ実大火災試験をクリアすれば認められることとした。

決議2019-8

ISO6182-7をFDIS登録する。

2.8.2 6182-10 住宅用スプリンクラー

会期直前の9月2日に締め切られた定期見直し投票での投票コメントは、本会議への提示が間に合わなかったため、審議できなかった。しかし、作業中のSP統合規格案の中で審議可能なため、このままで“確認”とした。

決議2019-9

ISO6182-10を再承認する。

2.8.3 6182-1 スプリンクラー統合規格

CD 投票コメント (N851) の審議を行い、CD (N840) を修正して DIS 登録することにした。主な内容は以下のとおり。

- ・感度区分のうちスペシャルレスポンスは不要とのコメントは、中国が使用しているとの理由から取り下げられた。
- ・電気起動式スプリンクラーの電氣的機能に関する試験（監視電流で作動しないこと等）の追加が提案されたが、制御盤とのコンパチビリティの問題であるとの反対意見があり、スプリンクラー本体と電線の接続に関する機械的強度の試験のみを採用した。

決議2019-10

ISO6182-1を DIS 登録する。

2.9 WG11（配管と継手）の議事

2.9.1 コンビーナの指名

前任の J.Stempo 氏の後任として推薦された Greg Ohnenus 氏を承認した。

決議2019-11

Greg Ohnenus 氏を WG11 コンビーナに任命する。

決議2019-12

ISO/TC21/SC5は WG11 コンビーナを務めた John Stempo 氏に感謝する。

2.9.2 6182-18 フレキシブルスプリンクラーホース

本規格案は2016年8月にCD投票が終了したが、その後の進捗がなかった。DIS登録期限は2019年4月20日であったため、一旦プロジェクトをキャンセルし、CDから始まる36ヶ月サイクルとして再スタートすることにした。

決議2019-13

ISO6182-18はプロジェクトをキャンセルし、新プロジェクトとして提案する。

2.9.3 耐震規格

不在のコンビーナに代わり事務局から、次回会議に向けた規格素案が作成されていると紹介された。

2.10 WG10（バルブ）の議事

2.10.1 6182-16 ポンプ逃し弁

CD投票コメント (N860) の審議を行い、CD (N853) を修正して DIS 登録することにした。主な内容は以下のとおり。

- ・ばねの繰り返し試験回数を5,000回から500回に変更する提案があったが、意見がまとまらず、5,000回のままとした。各国の試験回数に関するヒアリングがあり、アメリカでは頻繁に作動するものではないとして500回、ドイツでは50,000回、イスラエルは500回とのことであった。
- ・6182-6（逆止弁）の漏れ試験を導入し

た。

- ・ 隙間規定を他のバルブパートと整合すべきとの提案は取り下げられ、DISで扱うことにした。

決議2019-14
ISO6182-16を DIS 登録する。

2.10.2 6182-17 調圧弁

CD 投票コメント (N861) の審議を行い、CD (N854) を修正して DIS 登録することにした。主な内容は以下のとおり。

- ・ 規格名称を “pressure control valve (調圧弁)” から “pressure reducing valve (減圧弁)” に変更した。
- ・ 用語 “オブチュレータ” は日本では一般的でないため、“クロージングメカニズム” という用語に置き換えた。
- ・ 強度試験と漏れ試験の重複部分を整理するため、強度試験からディスクアセンブリに関する部分を削除した。
- ・ 2次圧上限を1.2MPa から製造者の推奨する最大2次圧に変更した。

決議2019-15
ISO6182-17を DIS 登録する。

2.10.3 バルブ統合規格

時間の制約から、コンビーナが統合規格案 (WG10_N4) の構成説明を行ったのみで、内容審議には至らなかった。

また、コンビーナから、本規格案を6182-2の改訂版としてNWIP投票し、次

回会議で詳細検討したいという説明があり、これに対する各国の意向が問われた。日本は、NP登録するとプロジェクト期限までのカウントがスタートしてしまうため、まず統合ドラフトに対するコメント募集のためのCIB実施を提案した。

決議2019-16
ISO6182-2の見直しのためにCIBを行う。

2.11 今後の作業アイテム

今後の作業アイテムとして、プラスチックパイプおよびフィッティングについて、過去のWDをアメリカが調査して次回会議で検討することになった。

2.12 次回会議

事務局から、来年の国際会議は2020年9月7日～11日に上海で開催される予定であると説明された。SC5の予定開催日程は相談の結果9月8日～10日とした。

2.13 その他

事務局から、SC5のビジネスプランを事務局と議長と各コンビーナで作成し、次回会議で紹介するとのアナウンスがあった。

2.14 決議事項の確認

全16個の決議事項を確認した。

以上

ISO/TC21/SC6/WG4及びISO/TC21/SC6 国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課
主幹検定員 佐々木 寛

1. はじめに

ISO/TC21/SC6（泡・粉末消火剤及び泡・粉末消火剤を使用する消火設備）国際会議が、令和元年9月3日及び4日の2日間、サンクトペテルブルク（ロシア）にあるサンクトペテルブルク工科大学で開催された。

ISO/TC21/SC6には、3つの作業部会が置かれており、今回WG4（水性消火剤）作業部会も併せて開催された。筆者は、WG4及びSC6に出席したので、その報告を行うものである。

日本からの出席者は、小川耕司氏（SC6国内委員長）、通訳のマント市子女史及び筆者であった。また、WG4については、島村泰彰氏（総務省消防庁）、SC6については、森本邦夫氏（SC6/WG8国際コンビーナー）及び長野敏幸氏（SC6/WG8国内主査）も出席した。

2. 報告概要

(1) WG4

ISO/CD 7203-4（クラスA泡消火剤）の投票結果が報告され、DISに移行する

ことになった。また、規格案に対する各国のコメントについて議論を行った。

日本からは、付属書にある毒性情報の提供について要求事項ではなく、情報提供にしたほうが良いとの提案を行ったが、環境対応にとって大きな前進となるポイントであるため、要求事項とすることが維持された。

また、消火試験の方法について修正の提案がアメリカおよびドイツからなされたが、現行の消火試験の方法が維持された。

浸潤剤（Wetting Agents）の規格については、次回の会議に向けて、議論のたたき台となる案を作成することになった。

(2) SC6

WG4については、ISO/CD 7203-4の投票結果が報告され、DISに移行することが承認された。また、Wetting Agentsについて、新規作業項目投票に向け、規格案を回覧することが報告された。

WG8は、ISO/DIS 7076-6:2016/Amd1投票の結果が報告され、追補が承認された。また、コンビーナーの任期が切れる

ことから、現コンビーナーの森本邦夫氏の任期を2022年までの3年間延長することが承認された。

フッ素含有化合物の規制が強化される中で、消火剤に影響が出る可能性があり、代替品がない場合は生産の継続が可能であるが、今後注視していくことになった。

ISO 7076-5:2014の定期見直しがあったが、採用国が少ないとの理由で、TMBから規格の廃止の方向性が示された。ルール上受け入れざるを得ないが、決議事項で意見を付すことになった。

ISOで、国際規格の策定に長年貢献された方に対して、賞を設け、表彰する制度が始まり、SC6からは野村治己氏（前SC6国内委員長）が受賞し、表彰された。

3. 場所

サンクトペテルブルク（ロシア）
サンクトペテルブルク工科大学

4. ISO/TC21/SC6/WG4 報告

(1) 日程

令和元年9月3日（火）9:00～17:00

(2) 出席者（敬称略）

（コンビーナー）

Thomas Leonhardt（ドイツ）

（国際事務局）

Wang Shuai（中国）

（委員）

Blake M. Shugarman（アメリカ）

Shuang Zhuang、Li Guohui（中国）

Christian Elze（ドイツ）

Evgenii Baranov（ロシア）

島村 泰彰、小川 耕司、マント 市子
（通訳）、佐々木 寛（日本）

(3) 議事資料

- ① WG4議事次第（案）
- ② ISO 業務における倫理及び尊重の重要性に関する文書
- ③ ISO/CD7203-4（クラスA泡消火剤）の投票結果及び各国コメント
- ④ Wetting Agentsの規格番号に関する文書

(4) 議事概要

- ① 参加者の確認
参加者の確認を兼ねて、出席者が各自で自己紹介を行った。
- ② 開会の辞
コンビーナーから開会の挨拶があった。
- ③ 議事次第（案）の承認
議事次第（案）を検討し、承認した。
- ④ ISO 業務における倫理及び尊重の重要性
国際事務局から説明があり、本WGにおいても文書の意味を理解し、尊重することが周知された。
- ⑤ ISO/CD 7203-4の投票結果及び議論
国際事務局から、ISO/CD7203-4

の投票結果の報告が行われた。投票結果は賛成12（うちコメント付き3）、反対0、棄権6で、規格案をDISにすることが決まった。

DISとする前に、CD投票で寄せられた各国のコメントへの対応について、次のとおり議論を行った。

ア 付属書Iに規定されている毒性情報について、記載されている試験が動物実験など、実際に実施が困難であることから、日本から要求事項に当たる normative ではなく、情報に当たる informative にしたほうが良いとの意見を提出した。

コンビーナーから、当該付属書はロンドン会議で入れたもので、環境対応にとって重要な前進であった。情報の提供を義務付けることが大事であって、informative だと義務付けができなくなるので、難しいとの考えが示された。

泡消火剤の成分で5%以上のものに対して、GHSに基づくデータがない場合に付属書にある試験を行うが、各国の事情を考慮して、各国で定める方法による試験も認めているとの意見が出された。

試験の方法について、バクテリア試験と分解試験との違いが分からないとの指摘があった。これについては、バクテリア試験は泡消

火剤がバクテリアに影響を及ぼすかの試験、分解試験はバクテリアによる泡消火剤の分解試験であることが説明された。

結論としては、付属書Iの normative を維持し、日本に対しては国内で個々の化学物質のGHSはあるはずで、混合物のSDSも作成可能と思われるので、確認し、その結果を情報提供することになった。

イ 消火試験の方法が、規格案の目的に沿っていないのではないかと意見がアメリカから提出された。

コンビーナーから、現在の消火試験の方法は、NFPA規格の著作権に抵触しないように変更しているとの説明があった。

他国の規格の策定状況を確認したところ、ヨーロッパでの規格は未完成であるとの報告がドイツから行われた。

結論としては、水による消火と比較して性能が高ければ良いので、規格案の目的となる範囲が広すぎることはないよう、規格案の目的及び introduction を修正し、具体的な燃焼物を注釈に入れることも検討することになった。

ウ ドイツからも消火試験の方法が実際の使用方法と異なるのではないかと意見が提出された。

消火試験の方法として、ミストで行う方法が提案されたが泡ではないとの理由で検討するまでには至らず、ヨーロッパでの規格が未完成であることから、代わりに単語の修正、図の追加等の要望があった。また、燃料をしみこませる綿の仕様を決めたほうが良いのではないかとの要望もあったが、アメリカから品質で影響はないとの回答がなされた。

結論としては、一部の単語の修正及び図の追加が検討されることになった。

その他、編集上の訂正が行われ、コンビーナーから修正が終わった文書を各国に配布し、技術的な問題はクリアにしたいとの意向が示された。

⑥ Wetting Agents についての議論

Wetting Agents については、過去の会議で独立した規格とすることが決まっているとの情報が示されたが、規格番号については、他の泡消火剤と同じ7203シリーズとするか、独立した規格番号とするかを新規作業項目の投票時に決めることになった。

(後日、事務局からトロント会議で SC6/WG4 の名称を変更した際の決議事項で Wetting Agents の規格番号を 7203-5 とすることになっているとの情報提供がなされた。)

また、規格案についてはクラス A

泡消火剤の規格案をベースに作成することにしたいが、1日で規格案を完成させることはできないので、次回の会議に向けて議論のたたき台となるものを、コンビーナーが作成することになった。

⑦ その他

コンビーナーから、他に議題がないことが確認された。

⑧ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21/SC6/WG4 国際会議については、SC6 の開催に合わせて開催することが承認された。

以上で、閉会となった。

6. ISO/TC21/SC6 報告

(1) 日程

令和元年 9 月 4 日 (水) 9:30 ~ 13:00

(2) 出席者 (敬称略)

(議長)

Shuang Zhuang (中国)

(国際事務局)

Wang Shuai (中国)

(委員)

Blake M. Shugarman (アメリカ)

Robert Thilthorpe (イギリス)

Kim Jae Hyun, Soon Jae Lim, Yong H Park, Oh Min Ho (韓国)

Li Guohui (中国)

Thomas Leonhardt (ドイツ)

Evgenii Baranov (ロシア)
小川 耕司、森本 邦夫、長野 敏幸、マ
ント 市子 (通訳)、佐々木 寛 (日本)

(3) 議事資料

- ① 議事次第 (案)
- ② ISO 業務における倫理及び尊重の
重要性に関する文書
- ③ 前回議事録
- ④ ISO/CD7203-4の投票結果
- ⑤ ISO/DIS7076-6/Amd1の投票結果
- ⑥ WG8報告
- ⑦ SC2リエゾン報告
- ⑧ SC8リエゾン報告
- ⑨ ISO 専門業務用指針の2019年にお
ける改正点
- ⑩ 毒性情報に関する CIB 投票結果
- ⑪ ISO/TC21/SC6サンクトペテルブ
ルク会議決議事項 (案)

(4) 議事概要

- ① 開会の辞
議長から開会の挨拶があった。
- ② 参加者の確認
参加者の確認を兼ねて、出席者が
各自で自己紹介を行った。
- ③ 議事次第 (案) の承認
議事次第 (案) を検討し、承認し
た。
- ④ ISO 業務における倫理及び尊重の
重要性
国際事務局から説明があり、本

SC において各自で文書の意味を理
解し、尊重することが周知され、決
議事項に追加することになった。

⑤ 決議事項編集委員の指名

議長が Wang Shuai 氏及び Thomas
Leonhardt 博士を決議事項編集委員
に指名した。

⑥ 前回シカゴ会議の議事録及び決議 事項の確認

昨年開催したシカゴ会議の議事録
及び決議事項について確認を行い、
異議なく承認された。

⑦ 国際事務局報告

国際事務局から報告が行われた。
主な内容は、次のとおりであった。

ア Pメンバーは18、Oメンバーも
18である。

イ WGは、2、4及び8の3つで
ある。

ウ 10本の規格が発行され、2本の
規格案が策定中である。

エ 38通のN番号付き文書を発行
し、5回投票を行った。

オ ISO7203のパート1からパート
3までが2019年7月に発行された。
審議の結果、異議なく承認された。

⑧ 各WGからの報告

各WGのコンビーナーから次の
とおり報告が行われた。

ア WG4は、ISO/CD7203-4 (クラ
スA泡消火剤) が賛成12 (うち
コメント付き3)、反対0で、DIS

段階へ移行することが承認され、技術上及び編集上のコメントへの対応を行ったことが報告された。

また、Wetting Agents については、P メンバー各国に規格案を回覧し、新規作業項目投票を実施する予定であることが報告された。

審議の結果、異議なく承認された。

イ WG8 は、ISO/DIS7076-6:2016/Amd1 の投票の結果、追補が承認された。なお、次回の定期見直しの際に ISO7076-6 と統合するかを決めたいとの報告がなされた。

また、WG8 の継続及びコンビナー（森本邦夫氏）の任期が切れることから、2019 年からの 3 年間、任期を延長したいとの要請があった。

審議の結果、WG8 の継続及びコンビナーの任期延長については認めることになった。また、国際事務局から ISO7076-6 の定期見直しには追補部分が含まれず、統合するとユーザーが新版を購入する必要が生じ、当該規格を採用している国も国内規格を再発行する必要があり、統合だけのために規格を改訂することは避けるように伝えられた。

その他の報告については、異議なく承認された。

⑨ リエゾン報告

ISO/TC21/SC6 と連携しているリエゾンである ISO/TC21/SC2 及び SC8 について、国際事務局から報告が行われた。

報告を受け、難分解性のフッ素含有化合物の規制が、ストックホルム条約会議で議題になる見込みで、カテゴリー AFFF の泡消火剤に影響が出るのではないかとの懸念が出された。代替品がない場合は、生産の継続が可能ではあるが、当該泡消火剤の需要、コスト及び生産中止に伴う影響を調査する必要があるとの意見も出た。

SC6 としては、当該規制が各 WG で取り扱う消火剤に何らかの影響があると思われるので、フッ素含有化合物を前例として、他の物質についても注視していくことになった。

⑩ 定期見直しの結果

国際事務局から ISO7076-5 : 2014 の定期見直しの結果について報告があり、確認 6、修正/改訂 3、棄権 10 で、通常であれば規格の継続となる場所であるが、TMB から本規格の採用国が 5 か国未満であることから、廃止になるとの方向性が示された。

議論を行い、固定式 CAF 設備への興味が少ない結果ではないか、TMB が新技術への理解が足りない

のではないかと、定期見直し時の質問項目自体が適切でないのではないかとこの意見が出た。

結論としては、規格の廃止はルール上認めざるを得ないが、決議事項で意見を付すことになった。

⑪ ISO 専門業務用指針の2019年における改正点

国際事務局から ISO 専門業務用指針の2019年における改正点について説明を行った。

⑫ 毒性情報に関する CIB 投票結果

国際事務局から投票結果の報告があった。当該毒性情報に対して、日本からの懸念及びアメリカからの意見が示され、SC6として、これらを踏まえ一般的な概念として理解することで合意した。

⑬ その他

国際事務局から ISO が国際規格の策定に長年貢献された方に対して、賞を設け、表彰する制度が始まったとの報告があり、SC6として Thomas Leonhardt 博士を推薦したことが報告された。また、Thomas Leonhardt 博士から野村治己氏（前 SC6国内委員長）及び Wang Shuai 氏を同じく推薦したことが報告された。

3名ともに受賞することが決まっており、正式な賞状は後日送付されるが、本会議において表彰が行われた。

⑭ 今後の会議予定

議長から次回の ISO/TC21/SC6会議について、TC21が来年、中国の上海で開催される予定であることから、合わせて開催したいとの提案があり、異議なく承認された。

⑮ 決議事項の承認

国際事務局及び決議事項編集委員からサンクトペテルブルク会議決議事項について次のとおり説明があった。

ア 決議203（サンクトペテルブルク1）

ISO/TC21/SC6は、GOST R 及びスポンサーに対し、今回の SC6 及び各 WG の開催にあたり多大な尽力及び協力に感謝する。

イ 決議204（サンクトペテルブルク2）

ISO/TC21/SC6は、技術作業に関する行動規範に関する文書（SC6/N587：CODE of CONDUCT）を読み上げ、ISO 規格の技術作業において行動規範を尊重することに合意する。

ウ 決議205（サンクトペテルブルク3）

ISO/TC21/SC6は、SC6シカゴ会議（N560）の議事録が、真実であり、正確かつ完全な記録として、レビューし、承認する。

エ 決議206（サンクトペテルブルク4）

ク 4)

ISO/TC21/SC6は、森本邦夫氏をISO/TC21/SC6/WG8（車載式CAFシステム）のコンビーナーとして、2022年までの3年間、継続することに合意する。

オ 決議207（サンクトペテルブルク 5）

ISO/CD ISO7203-4（N576）の結果に留意し、ISO/TC21/SC6は、この投票を承認し、DIS投票に進むことに合意する。

カ 決議208（サンクトペテルブルク 6）

ISO/TC21/SC6は、Wetting Agentsの規格化に向けた新規作業項目投票を開始することに合意する。

キ 決議209（サンクトペテルブルク 7）

ISO/DIS 7076-6 : 2016/Amd（N575）の結果に留意し、ISO/TC21/SC6は、この投票を承認し、直接発行に進むことに合意する。

ク 決議210（サンクトペテルブルク 8）

ISO/TC21/SC6は、ISO7076-5:2014に関し、国際的な採用レベル及びそれに基づくTMBの最終決定としての規格を廃止すべきとするISOルールを全面的に受け入れ、尊重する。ISO/TC21/

SC6は、この規格の廃止が後悔を招くアクションとなることを懸念し、廃止について再検討することを強く提案する。

ISO/TC21/SC6は、当該規格を廃止すべきか否かについて質問するCIB投票を提案すると結論付けた。: AFFFのような泡消火剤に未だ使用されているフッ素含有（残留性）化学物質の規制を検討する国際的な立法者間が増えている。その結果、フッ素フリーの泡に変更するユーザーも増えている。ごく最近の開発で、CAFが新しいフッ素フリー泡消火剤とフッ素含有泡消火剤（AFFF）との間の性能のギャップを最終的に埋めるようなフッ素フリー泡の能力を改善する潜在性を有する技術として証明された。

ケ 決議211（サンクトペテルブルク 9）

人体への毒性及び環境側面に関するアドバイスについてのCIB投票の結果に留意し、ISO/TC21/SC6は、毒性及び地球環境への関心の高まりを考慮し、関連規格で必要に応じて人体への毒性及び環境側面を規定することに合意する。SC6は、他のSCにこの結果を配布するために、TC21で上申することを結論付けた。

コ 決議212（サンクトペテルブルク10）

ISO/TC21/SC6は、2020年の次回の会議を他のSCと共同して、2020年9月7日から11日に、上海（中国）で開催することに同意する。

決議事項は異議なく承認され、閉会となった。

7. むすびに

最後になりましたが、この会議に対してご協力いただきました一般社団法人日本消火装置工業会、ISO/TC21事務局及び協会関係者に感謝を申し上げます。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電話 0422-44-8471（直通）

E-mail

〈kikenka@feii.or.jp〉

